

平成18年3月8日（水曜日）

議事日程第3号

平成18年3月8日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（29人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番 石塚 柏
10番 千葉 健	11番 渡邊秀俊	12番 佐藤芳雄
13番 高橋敏英	14番 竹原弘治	15番 橋村 誠
16番 武田 隆	17番 斉藤博幸	18番 菊池幸悦
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴
25番 佐々木洋一	26番 大野忠夫	27番 佐々木昌志
28番 北村 稔	29番 鎌田 正	

欠席議員（1人）

30番 藤田君雄

説明のため出席した者

市 長	栗林次美	助 役	久米正雄
教 育 長	笹元嘉辰	代表監査委員	田牧貞夫
企 画 部 長	佐々木正広	市民生活部長	高橋源一
健康福祉部長	根本正進	農林商工部長	金正行
建 設 部 長	鎌田栄治	病院事務長	高橋大樹

水道局長 田口良邦 教育次長 相馬義雄
教育次長 毛利博信 庶務課長 元吉峯夫

議会事務局職員出席者

局長 田口誠一 副参事 高橋 薫
副主幹 伊藤雅裕 副主幹 加藤博勝
主事 菅原直久

午前10時00分 開 議

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は30番藤田君雄君であります。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、日程第3号をもって進めてまいります。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、本会議第2日目に引き続き、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に7番佐藤孝次君。はい、7番。

○7番（佐藤孝次君）【登壇】 おはようございます。

一昨日に引き続きましての一般質問ということでございますが、今日、朝一でありますので、元気で頑張りますのでよろしくお付き合いを願いたいというふうに思います。

なお、昨日の質問と2点について重複の部分がありますが、そのまま質問をさせていただきますので、よろしくご答弁のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

昨年秋以来、その対応について、まずはその制度を知ることから始めるものとたび重ねて行われてきた講演会、研修会等と、いよいよここにきて県・市町村・JAがそれぞれ手駒を持ち揃え、農家に、あるいは集落に入り込み、その取り組みを促すことであります。方向として今秋10月頃までにはまとめあげたいとこのことのようにありますから、時間的には余裕などはない、まさに待ったなしの取り組みの開始であります。市長の施政方針の記述に、「集落営農において小規模農家や兼業農家も営農組織を構成する一人になることができるように」の一節がありますが、この取り込みが一番重要なポイントだろうと思っています。農家個々が持つ経営事情、また家族状況、すべてが違うものを

一つテーブルの上に乗せて協議を進め、納得を重ねながら経営を1つのものにするわけですから、かなりの難航が予想されますし、根気のいる作業だと思います。むろん我々農家が将来への基本形をつくりあげるための作業ですから、汗を流すのは当然ですが、是非とも市当局においても県・JAとの強い連携のもと、強力な指導力の発揮をお願いしたいことだと考えています。さらに危惧するのは、その取り組み対策が遅れる状況になると、集落の中での認定農家、あるいは生産調整受託特例を受け得る集団等が集落営農での対応を見切り、独自で手続きを進めることが考えられるわけで、これだけは何とか避けなければならないと思っています。これらに対する対応について、市長の見解を賜りたいと思います。

仙北農業が持っている農産物販売額は、およそ400億。米が300億、米以外のものが100億、これを600億まで引き上げたい。米は減らすことなく300億円、米以外を3倍増の300億と。先頃のある集まりでの仙北地域振興局長さんの弁であります。局長さんの農業に寄せる強い意欲の表れと歓迎をいたしたことであります。本市には旧市町村時にそれぞれの単位自治体で指定のなされた、いわゆる戦略作物が32品目あります。これらを農家は有利販売のできる作物と受け止め、幾度となく失敗も繰り返しながら栽培技術を磨き、高め、いくらかでも高い収入を得ようとしているのが現状であります。大仙市誕生後、市農政当局では32品目という数の多さから、その作物の絞り込みを検討しているやに伺ったところであります。私は、それにはむしろ反対で、それぞれの作物がそれ相当の価格で売り捌かれた後の農家の判断に任せるべきものと考えておったところであります。

そんな折、私は新聞記事の一つに注目しました。昨年の夏のことではありますが、隣の横手市の市長選挙における現五十嵐市長さんの選挙公約でありまして、行政が生産者、消費者双方の情報を持ち、農産物販売に携わるそのシステムをつくるというものであります。農産物マーケティングシステムづくりを行政がやるという、かなり思い切った方向の打ち出しだと思ったところであります。一方で我が意を得たりの思いもあったところであります。先日、横手市役所増田庁舎を訪れ、担当の職員さんから話を伺うことができました。産業経済部内に職員3名とマーケットリサーチの専門知識を持つアドバイザー1人の計4名でマーケティング推進室が設置されたこと、消費側の対象として、市場、大型スーパー、生協等を想定し、連日全国各地を飛び回っていること。また一方では、生産者の作物把握に努めていること、市長からは、1年目からきっちり数字での

実績を示すようにとの指示がでていたこと等々を伺ってまいったところでありました。話の最後に、「生産者側の部分を県南全域に拡大してこのシステムを稼働することができたら痛快だろうね」というような話でありました。

いずれ農業経営が個の対応から体での対応へと移行を求められました今、経営体が高い所得を得る、そしてそれが継続されてこそ後継者の育成が図られることとなります。行政がマーケティングを推進することは、極めて的を得た施策であると考え、本市でも対応していただきたいのでありますが、市長の見解を賜りたいと思います。

現在建設中の（仮称）大曲南外学校給食センター、来年4月の供用開始ということがあります。平成8年以来、改築に向けて耐力度調査を行い、また、3,000万円ずつの基金を積み上げながら11年を経て完成を見るということになりますが、その間、米飯食・パン食の割合の問題、あるいは食材の納入の問題等々議会でもいろいろ議論がなされ、修正が加えられ、現在考えられる最良型での供用開始の運びと思っています。11年という年月、大仙市が誕生し、それによって大曲・南外をカバーすべきセンターの建設が求められ、結果、現在地が選定されたことを思うとき、時間の流れの面白さ、不思議さを感じるころでもあります。

さて、我が国が昨年7月制定した食育基本法に呼応した県は、12月には食の国あきた推進会議のもとで、その指針となる食の国あきた推進運動アクションプログラムを取りまとめたことでもあります。運動の柱として掲げられた5項目は、「1、家族みんなで食事をする」「2、朝ごはんを毎日食べる」「3、薄味でバランスのよい食事」「4、地場・旬の食材を味わう」「5、食を通して秋田を知る」としてありますが、それぞれ子供たちが食べる楽しさを得ながら心・体を育てる上で大切なことでもあります。

正月元日号の市広報に大きくページを取って食育特集が掲載されましたが、これはとてもタイムリーであって有効な市民への周知であったと評価しているところでもあります。今後、息の長い運動として展開していくために、市が持つ具体的施策メニューについてお知らせを願います。

また、1年後となるわけですが、食教育の拠点と位置づけておられる同給食センターについても、そのイメージをどう思い描いておられるのかをお尋ねいたします。

給食センター建設にかかわる部分についてお伺いしますが、市民と協働のまちづくりを目指すという、市長が常に考えておられる政治理念の財政版、秋田県では昨年、「北東北未来債」として同様の活用があったと伺っていますが、市町村では初めての導入だ

と思います住民参加型公募債、市民に市政運営について財政の面でも参画していただきたい考えの表れだと理解します。同給食センター建設について10億2,720万円を起債することですが、そのうちの3億円をいわゆるミニ公募債の活用に向ける意向のようではありますが、3億円規模としたことの市長の意図をお聞かせいただきたいと思いません。

また、市民にとってはあまり耳慣れない方が多いのではないかと思いますから、この取り扱い、手続き等について十分な理解をいただく必要があるだろうと思えます。これらについてもお知らせ願いたいと思えます。

平成19年開催の秋田わか杉国体、いよいよ目前のものになってまいりました。本市開催競技は、軟式野球（一般A成年）、なぎなた（成年女子・少年女子）、ハンドボール（少年女子）、自転車・ロードの4競技6種目ではありますが、新年度はそれぞれリハール大会の運営を通して国体本番に向けた準備を整えることだと思えます。大会会場、また附属施設についても、それぞれ事業費を持ちながら改修を図った、あるいは図るようではありますが、美郷町、本市仙北・太田を会場に行われる自転車ロード協議においては、会場が道路であるだけに、今後とも日頃の管理、また安全面での気遣いの必要な部分かと思えます。これらの対応については、どのように考えておられるのか。大会運営の強力な助っ人となるべき大会ボランティアについて、県では5,000人を募集計画し、2月18日現在800人が登録済みとしておりますが、本市ではそれぞれ競技ごとに何人のボランティアを必要とし、どう対策しておられるのかをお知らせください。

本国体に選手、役員、およそ3万人が入り込むと想定されています。県では、そのうち計画中の民泊で5,000人の対応を予定しており、現在3,200人ほどの受入意向が県内市町村にあるということでもあります。昨年、私は岡山国体を視察する機会を頂戴いたしました。町内会単位での選手団民泊受け入れが行われておったようで、受入選手団の試合の際は、町内会がこぞって出向き、工夫の凝らした応援が微笑ましい光景だったことを覚えています。本市ではその対応について、どう考えておられるのかをお知らせ願います。

19年国体、秋田県では2度目の開催ということになりますが、1回目、昭和36年の大会は、県民からの温かいもてなしの心を感じた全国各地から参加の選手、あるいは観客が大会終了後、「秋田まごころ国体」と名付けて賞賛したといわれています。もてなす、その意味あいは、ごちそうする、歓待するではありますが、観光立県を目指したい

秋田県にしてみれば絶好のチャンスの到来でもあります。県民総参加での国体成功に向けて、それぞれアイデアを結集し、対応したいものだと考えています。当局の考え方をお知らせください。

最後に、今冬の記録破りの豪雪、除雪従事の皆さんには、昼夜を分かたずの作業だったわけで、大変ご苦勞様と改めてご慰勞を申し上げます。3月を迎え、雪消えの地面を見るときに、あの騒ぎは一体何だったのかと。また、市民生活に与えたそのことの重大さを思い知るといった昨今であります。

現行の除雪体系について、旧市町村当時の対応をそのまま踏襲し、継続したものと認識しておりますが、その体系別に機械力による除排雪、機械による除雪と流雪溝の組み合わせ、消雪パイプによる散水消雪、ロードヒーティングによる無散水消雪、およそこれらに分別できるかと思えます。設定当時は、道路事情、あるいは住民要望等との突き合わせの中で対応が決定されたことだと思えますが、将来の「克雪」を目指す本市としては、現行の体制が良いのか悪いのかどうなのかの評価をすべきときと思えますし、さらにはそれらを踏まえて全市に張り巡らされている道路について、統一された目線での詳しい分析を加えながら、見直しという作業も必要なのではと考えています。精査された成果品での全市除雪道路マップは、今後の大きな目安になるものかと考えていますが、市長の見解を賜りたいと思えます。

以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 7番佐藤孝次君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤孝次議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、農業問題についてであります。

はじめに、経営所得安定対策等大綱につきましては、米や大豆など土地利用型作物を基幹とする本市農業にあっては、このたびの新たな経営安定対策の対象となる認定農業者や集落営農の育成は、農業の生き残りをかけた課題であり、この1年間全力あげて取り組みたいと考えております。このため、「集落営農・法人化支援センター」を設置し、これらの取り組みを専門的な見地からフォローするとともに、県の各地域振興局に新設される「農業経営体支援班」、JA秋田中央会の「担い手支援室」及びJA秋田おぼこの「担い手育成推進担当」と連携を深め、実践的なサポートを行ってまいります。

限られた時間の中で総力をあげて集落営農の組織化を推進し、新たな経営安定対策を契機として、規模拡大や複合化、多角化による足腰の強い経営体の育成に努めてまいり

ます。

次に、地場農産物の売り込みと農業所得の向上につきましては、産地間競争が激化する中で、本市の産地が消費者から支持され、市場競争力の強い産地へと発展していくためには、「消費者ニーズなくしては生産なし」を基本とするマーケティング対応型農業を推進する必要があると考えております。

このたびの「新たな経営安定対策」の取り組みが、現段階では喫緊の課題でありますので、当面はこの対策に全力を傾注し、マーケティングの問題についてはJ A秋田おばこと連携しながら調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

質問の第2点、（仮称）大曲南外学校給食センターについての中身の1点目、食育への取り組みにつきましては教育長から答弁させていただきます。

次に、住民参加型ミニ市場公募地方債の取り扱いと手続きについてであります。昨日、石塚議員への答弁で述べましたとおり、ミニ公募債の発行は、大仙市として、また、県内市町村では初めての試みとして、18年度の発行を予定しているものであります。

発行額につきましては、市の財政力、地域の購買力並びに大仙市の人口規模等、先進事例などを参考に3億円程度の発行規模としたものであります。

発行に際しましては、県や国からの指導をいただきながら、今後、市内金融機関と十分協議・検討を重ね、具体的な取り扱いと手続きについて定めてまいりたいと存じます。

なお、通常、自治体が市債の発行に活用している証書借入に比べ、ミニ公募債の発行は、労力やコストがかかり増しになるものであります。また、「市民と協働のまちづくり」を目指した住民参加型市政の展開に大きく寄与できるものであると期待しております。

ミニ公募債の発行につきましては、初めてでありますので、18年度の発行を踏まえ、実績を検証し、検討を加えながら、19年度以降も継続できるよう市の施策として確立してまいりたいと考えております。

質問の第3点は、秋田わか杉国体の本市受け入れ体制についてであります。

はじめに、各競技大会運営の対応につきましては、当市で開催されます4競技の会場は、大会を受け入れた旧市町村において、中央協議団体との申し合わせに基づき、県競技団体と協議しながら施設整備が進められてきたところであり、大会開催に支障はないと判断しておりますが、選手・監督に、より快適な競技環境を提供できるよう整備に努めているところであります。

新年度におきましては、大曲武道館・仙北球場の外壁・トイレ等の改修工事や自転車

競技ロードレース特設会場、大仙市分11.1kmについては、亀裂や破損箇所の部分補修を行う予定であり、今年のリハーサル大会を通じて、施設・大会運営を入念にチェックしながら、競技に支障がある場合には19年度国体本番までに改修を行う等、施設整備に万全を期してまいりたいと思います。

また、大会運営市民ボランティアにつきましては、8月10日号の国体だよりで「大仙市スポーツイベントボランティア」として国体への市民参加を呼びかけてきたところであり、私も機会あるごとに市体育協会や市民団体の方々に登録をお願いしているところでもあります。

現在の実登録者数は数名にとどまっておりますが、一部のスポーツ団体等から既に内諾を得ているようでもあります。

いずれにしましても役割や必要な人数が明らかになってきており、18年度から具体的に動き出すこととなりますので、ボランティア登録を急ぎたいと考えております。

次に、選手団・観客の受け入れの対応につきましては、県では県民の国体参加や選手と市民との交流の観点から民泊も推進しておりますが、宿泊施設の整備状況や各家庭の受け入れ環境が前回の国体とは大きく異なっており、当市においては、市町村合併により市内の旅館・ホテル等の宿泊施設が増えましたので、宿泊施設活用を前提に準備を進めております。先般、県が指名した国体合同配宿委託業者とともに宿泊施設調査を行い、貼り付けの作業を行っているところであります。

次に、市民意識の醸成につきましては、市民歓迎の体制は市民ボランティアや市民団体の参加を核として進めておりますが、まずは市民の皆さんに実施競技を知っていただくことが肝要であり、競技をPRしながら参加意識を高めてまいりたいと考えております。

現在、5月に県リハーサル大会のトップを切って開催される「なぎなた競技」のプラカードの中学生や高校生の吹奏楽部の方々と開会式の練習を進めておりますが、徐々にではありますが準備が具体化する中で市民の気運も高まっており、新年度事業の3競技のリハーサル運営を通じ、市民の国体参加と意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、新年度において、歓迎美化のための花いっぱい運動やリハーサル大会会場での選手・来場者への接遇や交流テントでの歓迎、市民による私設応援団の組織化等を計画しており、多くの市民に参加いただきながら「もてなしの心」を醸成してまいり

たいと考えております。

質問の第4点、除雪対策につきましては、建設部長から答弁させていただきます。

以上で私からの答弁を終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。笹元教育長。

○教育長（笹元嘉辰君） ご質問の第2点は（仮称）大曲南外学校給食センターについてであります。

はじめに、食育への取り組みについてであります。市の具体的施策といたしましては、児童生徒や保護者の調理現場見学、夏休みを利用した親子料理教室の開催、学校栄養士と教員との協力による食事と健康についての学習、各地域の農業のプロの方々からご指導をいただく農業体験学習などを予定しております。その他、仙北地域振興局農林部事業の地場産食材を利用したヘルシーメニュー等の普及など、関係機関と連携しつつ、施策について策定検討してまいりたいと思っております。

次に、食教育の拠点としての給食センターが果たすイメージについてですが、学習や見学スペースなどの空間を充実させ、郷土料理や食文化、地産地消についても学ぶことのできる、地域に開かれた大仙市食育拠点を目指すほか、環境問題にかかわっては生ごみを発酵させ、学校花壇や農園に土壌改良材として還元するなど、多面的な学習素材を盛り込んだセンター機能を発揮させたいと考えております。

食育基本法の基本的施策である家庭・学校等における食育の推進、食文化の継承活動を踏まえ、さらに「食の国あきた」推進運動アクションプログラムを踏まえつつ、給食や体験学習を通じて、食品の生産・加工・流通・消費について理解を深め広める食育の充実を図ってまいります。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。鎌田建設部長。

○建設部長（鎌田栄治君） ご質問の第4点は除雪対策についてであります。

冬期間の除排雪作業につきましては、市民生活に最も密接した業務であり、全市統一的な除排雪体制を目指し、合併以前から旧市町村の担当者において、除排雪作業に対する現状と課題について検討し、今冬は出動基準の統一や除雪自動通報システムの導入・業者委託契約単価の統一等、一部改善を加えてきたところでございますが、すべてにおいて統一することはできず、とりあえず合併前の除雪体制で対応してまいりました。

今冬は記録的な豪雪でありましたが、本庁道路課を中心に各総合支所との連携を強化

し、市民生活並びに産業経済活動に支障がないよう、除雪パトロールの強化・初期交通の確保・歩道除雪の強化・市街地の集中的な排雪など、予算の確保も含め、早めの取り組みによりきめ細やかな除排雪体制に努めてきたところでございます。

議員ご指摘のとおり、合併後の全市的な除雪体制の再構築は喫緊の課題であると認識しております。幸か不幸か今冬は大雪でございましたので、これまでの対応を教訓に大いに参考にいたし、課題はいろいろあると思いますが、例えば旧市町村の枠を超えた効率的な除雪体系の見直し、除雪機械の再配置による効率化、直営除雪と委託除雪の見直し、機械保有台数の適否、これを補完する消・流雪施設の現状把握とマップ化など、全市的視野から再検討し、除雪補正予算計上時までの方針を定め、併せて少子化・高齢化社会も念頭に今後の除排雪体制の確立を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 7番、再質問ありませんか。はい、7番。

○7番（佐藤孝次君） 最初の農業の問題についてであります。この2つを並べたというこの意味をひとつ考えていただきたいというふうに思います。

今のこの経営安定対策の部分について、農家の経営の所得にかかわる形が何ら変わるかといえば、今を継続するためにやらなくちゃいけない作業だと。それを受け入れきれなければ、その部分はまったく下がってしまう形になる。それを継続するというのであって、そこまでが、そこがベースだというふうに考えています。したがって、それをさらに上げるという一つ施策がないと、農業のその状況として上がるものがないということだと思います。今、食糧自給率40%という形でありまして、将来は45%に引き上げようとしている思いを通してはいるわけですが、その部分についても今のこの経営安定対策をやったから45%まで上がるというものにはならないだろうというふうに考えます。むしろその上の部分があってこそ、初めてその45につながるということだろうというふうに考えますので、市長の答弁ですと、それをまずは固めてから、そのあとで考えようという意識のようですが、その辺りについては、はたしてそれでいいのかなという思いも実はします。その辺りについてさらに市長にもう一度お伺いをしたいなというふうに思います。

それから、食育の関係であります。食というのは、むしろ子供たちが学校で1回食べる給食の部分にあるのではなくて、むしろ家庭にあるんだという部分が基本にあるわけですし、むしろ子供が今、食育という形で教育を受けるというよりも、むしろ受ける

のは親なんじゃないのかなというような思いもします。そういった意味で、新たにできる給食センターについては、そういったむしろ子供という部分もありながら大人の部分での食という部分をもう一度見直してもらおう機会の場所にして欲しいという考え方をしておりますので、そこについては教育長、何かお話があれば伺いたいと思いますが。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

経営所得安定対策に絡む様々な施策の変更と、それからマーケティングの問題は一緒にやるべきでないかというご指摘だと思います。私も佐藤議員のご指摘、ごもつともだと思います。ただ、とにかくこの新たな経営安定対策、この関係は、とにかく今かなり短期間で相当の部分まで仕上げないと、要するに国の支援対象から全部外れてしまうと。外れない人たちは、ほとんど同じような額、プラス α ですけれども、外れてしまいますとマイナスになる。小規模農家の行き先がなくなってしまう、やりようがなくなってしまうという状況が見えるわけです。ですから私ども大仙市としては、農業団体、県とも連携しながら、まずこの問題を、1年といいますけれども3年ぐらいかけて、とにかく急がなければこれは間に合わなくなると。いずれ需給調整も農業団体、農家の皆さんでやらなければならないという時代が迫っていますので、そういう観点で申し述べているところであります。確かにこのマーケティングの問題、非常に大事な問題であります。今、県でもマーケティング対応ということで専門の対策部隊をつくって、遅ればせながら今動き出したところであります。大仙市単独で何ができるかという課題は、常に我々持っているわけでありましてけれども、まずは県のその動きと、それからここは広域JAになっていますので、JAもこの問題に対しては相当な危機意識で販売先を求めて展開していると聞いておりますので、まずはその辺と連携をとりながら、大仙市としてどういうマーケティング対応ができるのか研究させていただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。笹元教育長。

○教育長（笹元嘉辰君） 議員のおっしゃるとおり、食の基盤は何といっても家庭でございいます。「食の国あきた」の推進プログラムの5項目、これも考えてみればすべて家庭にかかわることととらえることができます。そこで、家庭・保護者にどういう認識啓発をするかと、こういうこととさせていただきます。広報だいせんの元旦号の食育教育の食の重要

さと給食センターへの理解を得たいということから、広く市民の理解を得たいということで掲載させていただいたものでございました。今後とも広報でさらにこうしたものを取り上げていただいたり、子供の全家庭に毎月配付いたしますメニューがあります。毎日の給食メニュー、そこには丁寧なコメントを添えてございます。そのことをさらに強化していただいたり、それから保護者の研修や見学等の機会を大きく取り上げまして、ともに学び合うというそういう機会を設定したりしながら、教育委員会としての啓発に努めてまいりたいとの所存でございます。

○議長（橋本五郎君） 7番、再々質問ありませんか。はい、7番。

○7番（佐藤孝次君） 市長の言うことよくわかりました。その部分について、実は平成8年の年に県南3市3郡がそれぞれ補助金を出しながら十文字に生産物の集出荷所というか共選所を作った経緯がありました。全部の市町村が出しているはずですが。そういった形でその方向づけが、あれは確か当時経済連だったと思いますが、その呼びかけのもとでそういう方向づけもしたということでもあると思いますし、それぞれ自治体がそれぞれの思いを共有して方向づけができれば、県南を1つのものにして方向づけができると考えたら、これはすごいことだなと思うし、是非とも秋田県県南という部分でのその農業の発展という部分をとらえてその方向づけがなされたら、大変すばらしいことだというふうに考えていますので、是非ともその部分についての取り組みも重ねてお願いを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） これにて7番佐藤孝次君の質問を終わります。

次に2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 おはようございます。

早速、通告に従いまして質問させていただきます日本共産党の佐藤文子でございます。

最初に、国民保護計画と国民保護協議会についてお尋ねいたします。

今定例会には、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、以後国民保護法と申しますが、この法律に基づき条例案2件が上程されました。国民保護法は、武力攻撃事態法に基づき制定された有事関連7法の1つであり、日本の有事の際に地方自治体や指定公共機関などに住民の避難計画や救援・復旧などの保護計画を義務づけているものであります。住民の避難計画といっても災害救助における住民の避難計画とは根本的に違いがあります。違いの1つが米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画であること、2つ目には、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関と、

その労働者を動員する計画であること。3つ目には、この計画によって国民の自由と権利を侵害するものであるということなどで、憲法に違反し、国民をアメリカの戦争に総動員する極めて危険な内容になっているものであります。このような危険な国民保護計画を策定するところが上程されました国民保護協議会であり、市町村で策定すべき計画とは住民の避難誘導とされております。そのための訓練に人も金も動員されることなどから、自治体本来の仕事も制約されることも想定されます。国民保護計画は、戦争を前提とした計画であり、憲法違反そのものであり、住民の安全を図るには防災計画の充実で十分だと思っております。したがって、国民保護計画の策定や国民保護協議会の設置は、やめるべきだというふうに思います。まずこの立場を表明しながら、いくつかお尋ねいたします。

①、国民保護計画の策定は、法定受託事務とはいえ、是正の勧告や代執行の前提である行政処分とは違う事実行為が中心で、政府ですらこの点を「作成する側の意見を尊重する」と述べざるを得ません。地方自治体を戦時体制に組み込ませないために、計画の作成協議会の設置を拒否することは論理的には可能とされているようではありますが、そうする気はないか伺いたいと思います。

②、やむを得ず計画の策定、協議会設置を行う場合であっても、憲法の平和原則、民主主義、基本的人権、地方自治の尊重の立場を貫き、計画が住民福祉の向上や安全の保持を明記することで自治体と自衛隊の海外侵攻への協力のための計画にさせないというふうに願うものでありますが、計画策定にあたっての基本的考えはどのようにお持ちか伺いたいと思います。

③、上程しております国民保護協議会の委員45名の人選につきましては、いつ誰がどのような方法で、どの分野から選任しようとするものかお尋ねいたします。

④、計画策定にあたっては、住民への情報公開と参加の補償、そして議会での事前・事後の審査の場を、審議の場を保障すべきと思いますが、この点どのようにお考えでしょうか。

⑤、教育機関や児童生徒を計画には組み入れないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

⑥、国民保護計画、危機管理のための自衛官の採用は行わないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

⑦、自治体の防災対策は、自然災害対策を最優先にし、自衛隊との共同演習は行わな

いようにしていただきたいものと考えます。これへの見解を求めます。

⑧、最後ですけれども、住基ネットワークをはじめとした自治体住民情報システムの軍事利用は行わないこと、併せて住民に対する強制や危機管理意識を過剰にあおる広報活動は行わないようにしていただきたいものと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2番目の障害者自立支援法の実施と市の対応について伺います。

最初に、障害者福祉に応益負担導入の今回の法改正をどのように見るかという点でお尋ねいたします。

昨年10月31日、特別国会におきまして、多くの国民、日本共産党など野党議員の反対を押し切って可決成立いたしました障害者自立支援法案が、この4月1日から実施されます。自立支援法の中で重大な問題は、利用料は能力に応じて負担するという従来の応能負担の原則を、今度は利用したサービス量に応じて負担するという応益負担へと展開したことであります。障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を利益と見なして負担を課すという応益負担は、憲法や福祉の理念に反するものであります。障害の重い人ほど負担が多くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる事態が起きることは必至であります。このことは12月定例会で採択いたしました秋田県障害者協会等4団体から提出されました陳情、福祉サービスを利用する利用者の負担増に反対する陳情の中でも、「障害者福祉サービスを受益とし負担を求めようとする考え方は、障害者の自立と社会参加を阻害する懸念が極めて大きいといえます」と指摘しております。この陳情は全会一致で採択し、国に定率負担導入をしないよう意見書をあげたところでもありました。栗林市長は、障害者福祉に導入されましたこの応益負担、定率1割負担という考え方を、市長の信念に照らしてどのように受け止めておられるのか伺いたいと思います。

2番目に、利用料が払えずサービスを受けられなくなるような事態が起きないようにするために2点お願いいたします。お尋ねいたします。

最初に、まず応益負担が福祉施設入所者及び利用者に及ぼす影響についてであります。前段で申し上げましたように、障害者の福祉サービスの利用料は4月1日から定率1割負担となります。施設やグループホームの利用者は、食費と居住費も全額自己負担となり、耐え難い負担増となるわけであります。通所施設の場合であっても、現在、利用者の95%が無料となっておりますが、この法律によって月1,000円から1万9千円の負担となります。政府は、低所得者に配慮するとして、所得に応じた4段階の月

額上限額を設けておりますけれども、それでも障害年金2級の年金受給額月6万6千円の中から2割もの利用者負担を強いられることになるわけであります。このままでは、重い負担のために必要なサービスを受けられなくなる事態が起きることは明らかであります。福祉作業所に通所している方から、「もうこれ以上負担が増えるようなことがあったら通所施設に通うのもやめなければいけない」といった声が既に私どもに寄せられているところであります。

そこで伺いますが、17年度大仙市の福祉によりますと、身体障害者施設入所者50名、知的障害者施設入所者149名、同授産施設利用者23名、知的グループホーム利用者15名、通所更生施設まつくら38名等の利用状況が示されているところでありますけれども、目前に障害者自立支援法による応益負担が迫っているもと、これらの入所者・利用者に影響をきたさないものか伺いたいと思います。

次に、福祉サービスの大幅負担増に対し、独自の軽減策をするよう求めてまいりたいと思います。

障害者自立支援法の実施を前に、横浜市では所得の低い障害者は自己負担分を全額市が助成することを決めました。また、京都市は、国基準の負担額を半額にする独自の軽減措置を講じております。さらに東京都荒川区では、在宅サービス利用者負担や通所施設の食費の激変緩和策を講じました。市では、18年度予算で身体障害者訪問入浴利用者負担金1万2千円と福祉作業所利用者負担金57万7千円を計上しておりますように、市が行う障害者福祉サービスには、既に自己負担の転嫁を計上しているわけであります。大仙市の総合計画の中の「安心してすこやかに暮らせるまちづくり」で障害者の福祉の充実のための4番目の施策として、経済的負担の軽減をはっきりと掲げておりますが、この立場に立つなら障害者自立支援法によって明らかに障害者への福祉サービスが利益とみなされ大幅負担増となろうとすると、市としては独自の軽減策を講ずる必要があらうと思いますが、これへの見解を求めます。

質問の3番目に、仙北組合病院移転改築問題についてお尋ねいたします。

市内渋滞解消として国道・バイパスが完成してからというもの、県内外資本による郊外型大型店、コンビニ、レジャー店などがあつという間に建ち並び、新たな渋滞を引き起こす一方で、中心市街地は次々と商店が姿を消し、深刻な空洞化をもたらしております。こうした中であって、仙北組合総合病院は、交通の利便性もよく、高齢者、子供、学生、通勤者問わず、近くて気軽にかかれる病院として最も人の出入りが激しく中心市

街地の核を成しているわけであります。また、周辺商店もこの病院があることによって、かろうじて賑わいを保っており、現在の場所に病院があることへの派生効果は大きいものがあります。市長は組合病院の早期移転改築が市民要望の中でも最も高いとして、その推進を表明しておりますけれども、移転となれば人の流れ、車の流れは様変わりし、新たな店舗の進出、バス路線の変更など容易に考えられ、現在の大曲駅を中心とする市街地の衰退は決定的と不安に思うのは私ばかりではないと思います。巨額の市費を投じて進めている都市計画によるまちづくりの将来像、「人が集いにぎわう交流拠点都市大曲」「明るく豊かに暮らせる元気なまち」に程遠い結果をもたらすことにならなければよいがと思っているところであります。

さて、このたび国会には国土交通省が中心市街地の空洞化を防ぐために大型店の郊外出店を抑制することを目的として、都市計画法など3法の改正案を提出するようであります。都市計画改正案の内容は、都市計画区域内では用途を定められていない白地地域も含めて規制を強化する、広域的な影響を与える大型施設については都道府県が協議・同意する仕組みを通じて関与する、市街化調整区域で大規模開発を許す例外規定を見直す、都市計画区域外でも準都市計画区域制度を使って、農地も含め一定の土地利用規制ができるようにする、病院や、ここが大事ですけれども、病院や文化施設など公共・公益施設も開発行為の許可の対象とするなどであります。こうした方向は、大型店の出店を自由化から規制へと流れを転換しようとするもので、これまで中心市街地の空洞化に苦しみ再生を求めてきた商業者、自治体関係者、住民の声と運動の反映であると考えております。そこでお尋ねいたします。市長は都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの理念、将来都市ビジョンで仙北組合総合病院をどのように位置づけておられるのか。また、移転・改築という方針について、まちづくり及び都市計画法改正の動きとの整合性をどのように考えるか、見解を伺いたいと思います。

4番目に、18年度予算との関連で3点ほどお尋ねいたします。

最初に子育て支援、所得制限導入の問題についてお尋ねいたします。

今年度予算説明で明らかなように、子供の福祉医療費と子育てすこやか手当支給に所得制限導入をするという考えが明らかにされました。両方の、この2つの子育て支援策は合併の目玉であり、全県からも優れた施策として注目を浴びてきたところであります。市長は、所得制限導入の根拠には、市民意識調査に応えた2,067人のうち53.1%、1,098人が今後の市政の進め方に対し、サービスの種類によってはサービスを

受ける人が一部費用を負担し、税などの市民全体の負担は増やすべきではないと回答しているということを再三に挙げてきております。しかし、私はあの設問と回答から、子育て支援に所得制限をつけてもよいとする結果を引き出すには大変無理があると考えております。どんな設問であったか振り返りますと、「1. サービスの維持・充実を最優先すべきで税負担が増えるのはやむを得ない」「2. サービスの種類によっては受ける人が一部負担し、税負担は増やすべきでない」「3. サービスの低下はやむを得ず、税負担は増やすべきではない」「4. わからない」というもので、選択し3つとも三位一体改革による経費節減が前提になっているわけであります。また、何千もある行政サービスをひとくくりに行っているところでもあります。これに回答する人の性別、年齢、おかれている環境によっては、思い描くサービスの内容も様々であり、例えば回答者の6割以上が50歳以上の中・高年者であることも考えますと、思い描いたサービスは介護保険の問題だったのではないかというふうにも考えられます。また、3つのうちからどれを選べといわれるなら、あえて選ぶならという、そうした消極的な思いも込められているのではないかと考えたところであります。こうしたアンケートの結果を市民の要求だとしてとらえ、福祉サービス利用者の負担を増やすような施策の転換は許されないと私は思います。子育て支援は当市の最重点課題であり、あらゆる方向からの少子化対策が望まれております。ましてや子供の病気は不測の事態であります。無料だからこそ安心して病院に連れて行ける。高額所得者は、既に医療保険料、市県民税などの各種税金などで、既に高額な税金を納めているのであります。不測の事態には、せめて所得に関係なく平等に給付を受けられるように対処すべきものと考えます。3月2日のニュースでも、早速、由利本荘市では所得制限無しで中学生までの無料を実施する方針であるとの報道もなされました。子育て支援策の新たな所得制限導入を撤回するよう強く求めるわけですが、これへの見解を伺います。

次に、集落営農法人化推進事業費に関連してお尋ねいたします。

昨年10月26日、農水省は新食料・農業・農村基本計画の、その具体化として経営安定対策等大綱を打ち出したわけであります。この大綱は、国際的孤立を既に深めておりますWTO協定を絶対視するとともに、財界の要求に応え、さらに輸入自由化を進め、国際協力に勝てない農家を切り捨てる小泉改革そのものだといえます。大綱では、これまでの全農家を対象にした小麦・大豆などの品目毎の価格補償を全廃し、2007年度からは諸外国との生産価格差の是正と収入遍路による影響緩和を組み合わせた品目

横断的経営安定対策ということを出したわけであり、しかし、この対策の対象は、認定農業者と特定農業団体、いわゆる集落営農であり、全農家の1割以下であり、対象となる農地も6割、4割の農地は切り捨てられるというものであります。今、食料自給率を向上させるために担い手を増やすことこそ緊急の課題であります。多数の農家を排除するようなやり方、まったく逆立ちではないでしょうか。大綱では、WTOやFATによって関税を引き下げて、輸入をさらに拡大し、アメリカや中国などの安い輸入価格と競争することが前提となっているわけで、こうした中で品目横断的安定対策を実施しても担い手の経営を維持することはできず、安定対策の名に値しないという声も農業の専門家たちからもあがっているところでもあります。こうした大綱は、私は中止すべきものだというふうに考えております。そして、多様な経営体の家族経営を価格補償と直接支払いで支える経営安定対策こそが求められていると考えているところでもあります。そこで伺います。集落営農法人化推進化事業費を計上し、大綱の具体化を図るようでありますけれども、集落営農組織の育成と法人化は、この2007年度大綱が始まるまで組織体をいくつつくり、また、農地面積はそれにどれだけ集約されるものなのか、見通しについてお知らせいただきたいと思っております。また、品目横断的安定対策は、市長から見て大規模農家、集落組織の安定につながるとお考えでしょうか、お尋ねしたいと思っております。

最後に、企画費補助金すえひろ会についてお尋ねいたします。

市長は、18年度一般会計予算に、企画費補助金としてすえひろ会への20万円を計上いたしました。すえひろ会は、退職議員等54人で構成し、市政発展を目的として設立され、会員の情報交換や市政への支援体制づくりを事業目的に、そして事業の概要を市議会OBの情報交換、市政へのアドバイスということとしております。事業内容と目的は、どう見ても市政への住民参加の一環としていえるものであります。こうした会をつくること自体は、地方政治と自治体行政の民主的前進を具体化する上では重要なことだと考えておりますが、しかしこれに補助金を出すことには道理があるとは思えません。住民参加の方式には、市政懇談会などの対話方式、市民アンケート調査など広報方式、また各種審議会や委員会などいろいろあります。自治法上に定める審議会、また私的諮問委員会などに対しては、報酬として支払われているわけでありましてけれども、こういう住民参加型の団体に補助金を出したというのは聞いたことがありません。また、補助金等適正に関する条例では、明確な事業内容と目的、事業に要する経費が示されている

もの、事業が公益上必要であり、効果が顕著なものとされているわけでありまして、さらに交付基準には、市長が特に交付を必要と認められるものという項目もありますけれども、はたしてすえひろ会の目的に掲げる市政全般にわたる支援体制づくりがその目的なのかどうか、市政へのアドバイスが事業といえるのかという点で大きな疑問を感じているところであります。議員経験者への特権を許すものにはなりはしないか、また、市長の補助機関ともとれる行政への支配的介入になりはしないかと疑問が膨らむばかりで、市民に対してどう説明していったらいいものなのかわからない予算なのであります。是非これを削除するよう求めるものであります。そこでお尋ねいたします。この補助金は申請があったものと思えますけれども、これを認めて予算計上に至る経緯についてお知らせ願います。また、補助金20万円の用途についてお答えいただきたいと思えます。そして、会員の会費でもって運営されるよう、これを鄭重にお断りし、補助金から削除するよう強く求めるものであります。これへの見解を求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、国民保護計画と国民保護協議会についてであります。

はじめに、計画の作成協議会の設置に対する考えと計画策定にあたっての基本的考えにつきましては、国民保護法上、万が一武力攻撃やテロなどの不測の事態が生じた場合に、国・県・市町村はそれぞれ役割分担をしながら国民の生命、身体及び財産の安全を確保する責務を規定しており、市町村は計画の作成と協議会の設置を義務づけられております。

また、市町村が作成する計画は、軍事行動を目的とした動員計画を定めるものではなく、不測の事態が発生した場合に住民の生命、身体、財産を保護するために必要な避難に関する措置、救援に関する措置、災害の復旧に関する措置等を定めるものであります。

次に、協議会委員についてであります。国民保護法の規定するところに従い、市助役、市職員のほか、当市の地域を管轄する指定行政機関の職員、都道府県の職員、指定地方公共機関の役職員等のうちから、計画で定める措置に関し識見を有すると思われる者を任命したいと考えております。任命の時期につきましては、市の作成する計画が県の計画と整合性を保つ必要があることから、県の計画を精査し、協議会に計画方針を諮る段階で任命したいと考えております。

次に、計画の策定についてであります。計画の素案、原案の作成段階で市のホームページや地域協議会を通じて広く意見を募集するほか、市議会にお示しし、ご意見をいただきながら策定してまいりたいと存じます。

次に、児童生徒に関しましては、児童生徒の避難に関する措置や被災児童生徒の学習機会の確保、学校施設の応急・復旧等に関する措置を計画に組み入れることが必要になっていることから、児童生徒の安全の保持に資するものであると考えております。

次に、自衛官の採用についてであります。県においては自衛官を退職した方を職員として採用しておりますが、市としては、これまでそこまでの対応は考えておりません。

次に、自衛隊との共同演習についてであります。県・市町村及び関係機関は、共同するなどして国民保護措置について訓練を実施することになっており、県においては7つの訓練項目を掲げております。このうちには、生物化学兵器等の攻撃による災害への対処等もあり、円滑に国民保護措置ができるようにするため、県から共同訓練の要請があるかもしれませんが、国が示している市町村独自の訓練は、1つ目に対策本部を迅速に設置するための参集訓練、2つ目に警報避難の伝達訓練と安否情報の収集訓練、3つ目に避難誘導訓練と救援訓練であります。

次に、情報の問題につきましては、市は市民等の安否情報を正確かつ円滑に収集、整理し、報告または提供する責務を有しており、この責務を果たすため住民情報を利用するものであります。また、災害を最小限にとどめるための啓発活動は必要であります。危機意識を過剰にあおる広報活動は慎むべきと考えます。

質問の第2点は、障害者自立支援法の実施と市の対応についてであります。

はじめに、自立支援法の利用者負担のあり方についてのご質問であります。障害者自立支援法では、これまでの措置制度や支援費制度のように利用者本人や扶養義務者の課税状況に応じた負担という考え方を改めて、1割負担という定率負担と食費を自己負担とする原則をとっており、そうした上で低所得者に対しては様々な配慮を行うことを基本としております。

こうした考え方につきましては、財源の不足を利用者負担増によって解消するという側面も否定はしませんが、基本的には障害のある人も一部負担することで制度を支える一員になってもらうことにより、制度に必要な租税を確保するための国民的な理解も得やすいということを意図したものであると思います。

また、こうした考え方は、制度の安定性や持続性への観点から、障害者自立支援法に

限らず、年金や介護保険、医療保険制度といった社会保障制度全体を通じたものであると理解しております。

次に、制度改正による利用者に及ぼす影響についてであります。3月1日現在の大仙市の利用者は、施設入所者221名、居宅サービス利用者84名、小規模作業所等への通所者100名の、合わせて405名の利用状況となっております。このうち利用者負担については、現在無料の方が施設入所者221名のうち10名、居宅サービス利用者84名のうち53名、通所サービス利用者100名のうち59名の全体の約30%に当たる122名となっており、自己負担額のある方は283名で、その範囲は月額300円から最高9万700円までとなっております。

今後、障害者自立支援法へ移行した場合の利用者負担額であります。生活保護世帯を含む一部利用者は無料となりますが、そのほか低所得世帯に対しては一定の配慮がなされているところであり、一般世帯の場合でも上限3万7,200円と定められております。

また、負担額については、世帯の住民税課税状況等で決定するため、同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合でも、合計額が1人の負担上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給されるなど、負担が重くならないように配慮されているところであり、定率負担の導入による影響につきましては、制度開始後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、福祉サービスの利用者が負担増となる問題についてであります。制度自体の実施がこれからということでもありますし、その推移を見守る必要があることや低所得者への配慮などの実効性についても一定の期間を経てから検討を要することであると思っております。

いずれにしましても障害者自立支援法に基づく福祉サービスについては、就労支援機関や教育機関などとの緊密な連携を図り、必要な自立支援事業などを総合的・計画的に行うことが肝要であります。実施主体となる市といたしましては、そうしたサービスが法の目的である利用者それぞれの自立支援・生活支援に結びつくよう努めていかなければならないと考えております。

質問の第3点は、仙北組合総合病院移転改築についてであります。

旧大曲市で策定した都市計画マスタープランにおける同病院の位置づけにつきましては、平成14年度から15年度の策定当時、移転やむなしとの結論は出ていたものの実

現の見通しが立っていなかったことから、同プランでは現在地にあるという前提で作成されております。

しかしながら、当時既に市町村合併に向けた任意合併協議会が組織されており、合併後の見直しも当初から予定されていたものであり、今後、作業を進めていかなければならないものであります。

また、病院移転は、決して中心市街地をなおざりにするというのではなく、跡地利用と表裏一体の関係にあり、中心市街地の活性化のためにも跡地利用についても同時並行で検討していかなければならないものであります。

今般の法改正の趣旨は、病院なども含め大型商業施設等の立地を郊外から閉め出すことを意味するものではなく、どこに立地することが適当であるかをまちづくりの中で決めていこうとするものであり、様々な観点から検討した結果、移転はやむを得ないとする結論は法改正が影響を与えることはないと考えております。

したがいまして、ご質問の新築移転の方針、まちづくり三法、法改正の動きとの整合性につきましては、与えられた条件の中でまちづくりという観点から病院がどこに立地するのが適当かということを決め、法に従った手続きを進めるということであり、それぞれ矛盾することはないものと存じます。

質問の第4点は、平成18年度当初予算についてであります。

はじめに、子育て支援策への所得制限導入についてお答えします。

小学校卒業までの「医療給付扶助制度」や満2歳未満児への「すこやか子育て手当金支給事業」は、大仙市としての子育て支援の主要施策ととらえており、今後も継続して実施していかなければならない施策であると考えております。

しかしながら、市の財政は市税収入の低迷や合併支援補助金の減、三位一体改革の推進による国庫補助負担金の削減、地方交付税制度の見直しや人口の減少などにより、厳しい財源状況であり、現制度のまま継続することは市財政に対する負担が大きいことから、制度を継続させるため所得制限を導入させていただいたところであります。

所得制限の導入にあたりましては、若い子育て世代への負担とならないよう、県の基準を大幅に緩和した所得制限を設けるなど、様々な角度から検証したところであり、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の集落営農法人化推進事業費につきましては農林商工部長から、3点目の企画費補助金すえひろ会につきましては企画部長から答弁させていただきます。

私からの答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） 次に、すえひろ会への補助金について、ご答弁申し上げます。

すえひろ会は、大仙市議会OB議員が豊富な経験を活かし、市民の立場で市政運営に協力し、均衡ある市政の発展を目的として設立された会であり、会が組織として安定するまでの期間について市への支援の要望があり、予算措置したものであります。

補助金の使途につきましては、市当局との市政懇談会の開催や「住民との協働のまちづくり」に関する研修経費と伺っており、これらを通し市政へのご提言やご助言をいただけるものと考えております。

大仙市は、昨年3月22日、1市6町1村が地方分権時代に対応した新たな地方自治を確立するため、市町村合併により誕生したものであり、新市の基盤をつくってまいりますには、様々な方々からからご協力をいただきながら市政運営を進めてまいらなければならないものと考えているところでございます。

また、住民との協働のまちづくり、住民自治を確立するため、市では町内会や集落会などの自治会支援やボランティアに対する支援、あるいは首都圏ふるさと会への支援など、様々な民間団体への支援を実施してございます。すえひろ会への補助金につきましても、このような団体への支援と考えを同じくするものでございますので、どうかご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 次に、集落営農法人化推進事業費に関しましては、経営所得安定対策大綱が始まる平成19年までの組織体と、対象農地面積は認定農業者1,000経営体、集落営農組織と法人、合わせて50経営体の1,050経営体の育成及び法人化を目指して集落座談会等において周知を図っております。

なお、対策の対象となる基本原則のほかに所得要件、それから面積要件等の特例もありますので、若干経営体の数も増える見込みであります。

これらの対象農地が約9,500haで、大仙市耕地面積19,720haに対しまして48.2%を見込んでおります。さらなる組織化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、このたびの品目横断的経営安定対策につきましては、国際的な規律等に伴う厳しい農業環境下において、高齢化などで衰退が懸念される国内農業の競争力強化に向けて、補助金の助成対象を、これまでの「作物ごとの価格補償」から「担い手ごとの所得補償」に転換し、助成対象を一定規模以上に絞ることは農家の組織化や経営効率を促すことに連動するものというふうに思っております。

このため、農家の9割が4haに満たない中・小規模農家である本市は、集落営農の組織化を推進することにより経営の安定につながるものというふうに考えておりますが、集落営農に参加しない農家につきましては、新たな産地づくり対策の主要助成の対象とならないことから、個別の助成は現段階ではかなり難しいものと思われまので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 2番、再質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） まず、障害者の自立支援法との関連で、現在の制度を維持させるための財源というふうな、制度維持に必要だというふうなことでは、これまでもこの障害者支援費において応能負担というふうなことで所得に応じて負担をしてきたわけです。これが今度は所得有る無しに関係なく定率負担になったことでの障害者の利用にかかわる影響が非常に大きくなるという観点で応益負担を求めるかというようなことで尋ねたわけでありましてけれども、十分に応能負担というふうなことでやってきたものを大幅に転換するこの応益負担化、これはやっぱり障害者の自立を阻むものだというふうに考えているわけです。改めてこの点を応益負担というようなものが障害者の福祉に似合うものかどうか、この辺どう考えるのかももう一度お伺いしたいと思います。

それから、子育て支援所得制限の導入の問題、これは合併の目玉として旧協和町の内容を採用した制度であります。所得制限導入しそうだというふうな情報が入ったところ、私にも早速その怒りの声が寄せられているわけでありまして。年々生まれる子供が少なく、だからこそ生まれてきた子供へ病気になったときにはお金の心配なく安心してかかるようにする、そのことが重要な施策でもあるわけですが、そのことは新しい大仙市総合計画の中でも施策の第1の柱に挙げている、「安心してすこやかに暮らせるまちづくり」を挙げているわけですが、この中でも生み育てやすい環境をつくるため、子育てと仕事の両立や子育てそのものに対する…、次が大事です、負担感の緩和、除去をすることで地域社会全体で安心して子育てするようにしたいと云々をうたっているわけでありまして。予算的にいきますと、今回この所得制限をつけることによって削減額が

2, 700万円と伺っております。1年間の財源だとすると4, 000万円あれば今の所得制限無しの無料医療をずっと続けられるわけでありましてけれども、この金額というのは予算全体から見ても、この子育てにかかわる医療費そのものが0.5%にも満たない金額なわけでありましてけれども、市では全予算の一般会計・特別会計合わせて797億円、これの3.5%に当たり28億円という土地区画整理事業をやっているわけですが、この28億円の区画整理事業費の9割以上が個人補償費に代わるお金なわけです。これ等を考えますとですね、頭をかしげましたが、これと比べられても困るといったような顔しましたけれども、いわゆるこの事業で受ける市民の数、また地域、こういったものと、この所得制限を無くして医療費を無料で続けるというこの政策的効果、こういった面からいくと、絶対的にこの所得制限はつけずに無料をやる、これが大仙市の目玉であり、この目玉を今回これを取ると、目玉を抜いたことになるんですよ。是非これはね、続けてください。何とかもう一度これに対する前向きな答弁をお願いします。

それから、農業問題でありますけれども、いわゆる集落化、集落営農、組織体をつくるというようなことで計上した今回の予算でありますけれども、そのためにはこの集落営農づくりのために、まず組織化を目指してですね、リーダーの育成、経理の一元化、農地の集約化を支援する予算になるんだというふうに思います。リーダーとなり得る人はどういう方々なのかというと、やっぱり認定農業者なのだろうと思いますけれども、認定農業者の今の実情というなのは、あちこちから伺いますと、やっぱり認定農業者の皆さんにも高齢化が進んでいること。それから、後継者がなかなかいないこと。また、経理の一元化というような条件、こういったものがあるんだしたら私はこの集落営農じゃなくて1人でも十分やっていけるからというふうな思いをしている方がたくさんいらっしゃるというふうに聞いています。そういった意味で、認定農業者に対するこの今回の新しい政策の説明会が9割以上で、96%とおっしゃいましたか、認定農業者に対する説明は終わったようでありましてけれども、この中からこの1年間の間に、一体この集落営農のリーダーとして、そういうことになり得る、そういう人たちがどれぐらいいらっしゃるものなのか、その辺の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

いずれ今回の品目横断的経営安定対策、そのバックには、しっかりと農産物の輸入を拡大、さらに進めること、そして減反、生産調整面積のさらなる拡大というふうなものが書かれておりますので、はたしてこの政府が進める集落営農というのがこの経営安定対策というふうなところにつながるものかどうか、どう考えてもやっぱり心配なところ

があるわけです。この点も含めて、あと11分ですので簡単にお答え願います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、障害者自立支援法の関係でありますけれども、応益負担、応能負担は、私は自治体として制度がやっぱり決まった以上、これを何と現実処理していくかということが我々首長に課された責任だと思っております。成立する過程の中で、やはり様々な問題が提起されまして、低所得者層への対応など様々な措置を含めて、すべての人たちが満足できるような内容ではありませんけれども、大方のコンセンサスを得て成立した制度でありますので、この制度を受けて我々は、今、議員ご指摘の様々な、これから表われてくるかもわからない様々な問題に対して考えていかなければならないということではないかなというふうに思っております。

この負担の問題ですけれども、応能・応益というその学術論理みたいなする気持ちはないんですけれども、低所得者であっても私は所得がある人だと思っております。その中で一定の負担をしていただきながら国民全体で制度をつくっていくという考え方にならないと、私はいけないのではないかなという考え方で考えております。これは子育て支援の問題でも同じであります。確かに理想からいけば無料が一番良いわけであります。ですけど、これは制度的にはまず無料というものを拡大していくというのは無理なのではないでしょうか。我々の自治体、国とか県とかじゃないですけれども、我々の自治体が財政的に破綻近い状態になったとき、どのような状況になるのかということをもまず押えながら、限られた財源の中でどう何をやっていくか、継続させていくのかというのが我々の使命ではないかなと私は思っております。そういう意味で子育ての対策につきましても、これは大仙市の目玉であります。財政状況が悪くなったからとやめるわけにもいきません。これはやっぱり10年、20年やって初めて効果が出る子育ての目玉対策だと思っております。それを継続させるために一部所得制限を導入しなければならないという観点であります。

この子育ての問題は、今問題になっているこれだけではなくて、我々は保育園の問題から、幼稚園の問題から、学校の問題から含めて、トータルでやっぱり若い人たちに子育てしやすい環境を整えてやるということをやっているつもりでありますので、部分だけ取り出してどうだといわれても回答に窮するわけであります。現実には我々がいろいろ検討した結果ですよ、例えば病後児保育なんかもここではしっかりやっています。障害

児対応もしっかりやっている方だと思います。そういうものを含めて検討した結果なんですけれども、大体年収でですよ、仮に子供さん1人いた場合ですけれども、これは夫婦2人で育てるものだという原則です。2人の収入を合わせて、子供さん1人の場合674万円ぐらいの収入になる、その層以上の人を所得制限を設けたということです。2人の場合は728万円ぐらいです。ですから、これによって制度を長く続けさせていく理解をしてもらうということは必要ではないかなという見解であります。

ちなみに県の水準から比べると、かなり高い水準に我々は所得制限をしたつもりであります。その辺はご理解願いたいと思います。

それから、それぞれよく事例に挙げられますけれども、横浜とかです。荒川区とか言われましても財政力が全然違います。不交付団体みたいなところと比べられても困るわけです。我々の手持ちの中でどうやってやっていくかということを考えていただきたいと思います。

それから農業問題についてであります。議員ご指摘のとおり大変難しい問題でありますけれども、手をこまねているわけにはいきません。必ずしも認定農業者だけの対策ではなくて、集落営農、こういう中で認定農業者でなくてもリーダーに育っていく人を育てていかなきゃならないという視点であります。議員ご指摘のように大綱は中止すべきだと言われましても、中止できないわけでありまして、制度が決まった以上。これをどう我々の地域に合わせた形で、あるいは制度として不十分な部分については、直すよう国に我々も働きかけていかなければならないわけですが、制度ができた以上、それを無視して自治体がものをやるということはできないわけでありまして、この与えられた条件の中で、どうやって工夫していくかという観点で物事を我々考えていかなきゃいけないと思っております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） お答えいたします。

現在の認定農家、旧8市町村それぞれ今現在1,029人でございます。若干今月に入って増えて、今のところ1,045名というふうになっております。

これについては、目標年次までは200から250ぐらいに増やしたいということです。といいますのは、経営安定対策大綱の中で特例措置が講じられております。といいますのは、面積要件とか所得要件、そういうものが今後詳細にわたって明示されますの

で、その中でこういった200から250の認定農業者を増やしていきたいというふう
に思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本五郎君） 2番、再々質問。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） いずれ全体の少子化、子育て支援策、所得制限導入、この撤回は
再々求めていきたいと思えます。いずれ全予算額の、全体一般会計予算額の0.35%
弱の予算なわけであります。ここに爪を立てて所得制限を新たに設けるといようなこ
とをしなくても、十分にこの財政の破綻するようなことはありませんので、何とかこの
所得制限をしないで無料を続けて欲しい、こういうふうをお願いをして質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

午前11時39分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。26番大野忠夫君。はい、26番。

○26番（大野忠夫君） 【登壇】 26番大野です。

午前中、あるいは昨日の質問については、非常に高度な質問であったように思っております。私は、住民と身近な問題について質問していきたいというふうに思っています。

まず最初に、合併協定書の重みという言葉を使って質問したいというふうに思っています。

大仙市、この合併してから1年を迎えようとしているわけでありますが、協定書が集約されるまで、任意協議会から2年数カ月の時間をかけて、延べ27回の協議を重ねたこの56項目の協定書には、旧市町村の住民の思いがぎっしりと詰まっているというふうに私は思っています。この住民の思い、さらにはこの内容の重みについて、合併協定をまとめあげた市長として十二分に理解していると思っております。また、私たちをとりまく社会情勢は、早いテンポで変化していることも住民一人ひとりが感じ取っていることも確かであります。この変化に伴い、協定書の見直しも必要かと思っておりますが、住民への説明責任を果たすこともまた市長として、会長として当然のことだと思っております。そういう観点から、協定書の書かれております内容、2つについてご質問したいというふうに思っています。

1つは、合併旧市町村に総合支所を設置するという事になっておりますが、その設置するまでのいろんな議論があったと思いますけれども、その背景について伺いたいというふうに思います。

もう1点は、総合支所について情報インフラの活用を図ることなどにより、より簡素で効率的な組織・機構の実現を目指すという旨が合併協定書に記載されているわけですが、その情報インフラ活用の現状と成果について伺いたいというふうに思います。

2点目です。住民要求解決までの経過について伺いたいというふうに思います。

今月の初めであったと思いますけれども、国会の予算審議が衆議院を通過したというふうに思っております。この18年度、国の予算の中身の中で我々国民にかかわる負担の増というものが非常に大きく出されたわけでありまして。列挙すればありますけれども、一つには所得税の定率減税の縮小、65歳以上の住民税控除の廃止、住民税の定率減税廃止、たばこ税の増、それから介護保険料の引き上げ、厚生年金保険料の引き上げ、70歳以上の高所得者の医療費の負担増、すべてが増だわけでありまして、社会保障負担増は1兆1,150億円というふうにいわれております。また、国民の負担増につながる増税分では1兆8,999億円です。これを合わせますと3兆円強のこの我々国民の負担になるわけでありまして。このことは国民、生まれたときの赤ちゃんからかなりの高齢者まで、1人当たりどのぐらいになるのか概算してみましても、3兆円だと3千円ぐらい、大仙市9万6,000人、約1億円の市民の負担増になるわけでありまして。

こうした中で住民と協働のまちづくりを推進・推奨している市長として、住民要求の集約にどのような手順を講じているのか伺いたいというふうに思います。

さらには、予算を伴う解決に優先度、順位をつけるものと思いますが、その要素について具体的に伺いたいというふうに思います。

さらに、毎年度要求が出されるわけですが、この要求の中から削除されたものがたくさん生まれてくるわけでありまして。18年度この大仙市の予算の中で八十何億円かの歳入不足といいますか、歳出に足りないということも概算の中で説明をされました。約20億円補てんしたようでありまして、この60億円の減額になった部分、これに対する住民の要求というものがたくさんあるわけですね。そういった観点から、毎年削除された要望・要求についての解決策について、今後の見通しなどについて伺いたいというふうに思います。

以上で登壇での質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 26番大野忠夫君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 大野議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、合併協定書の重みについてであります。

はじめに、総合支所を設置した背景につきましては、合併協議において、当市の合併が対等の新設合併であることや地域の均衡ある発展を図り、合併後に行政サービスが低下することのないようになどの意見を踏まえ、大曲庁舎に本庁を、各市町村の庁舎に総合支所を置くことが平成16年3月30日の合併協議会で決定されたものであります。

この際、総合支所は地方自治法第155条に規定する「市長の権限に属する事務を分掌させるために置く、市内の特定区域に限り主として市の事務の全般にわたって事務を司る総合行政機関」として、「本庁で企画された施策事業の執行」と「地域に根ざした施策事業の企画立案・執行」の両面を併せ持った地域づくりの拠点と位置づけられたところであります。

そのあと平成17年1月26日の合併協議において、住民自治の振興や住民の声を行政運営に反映させる方策として、旧市町村ごとに地域自治区を設けることが決定され、総合支所はその機能を変えずに地方自治法第202条の4に規定する自治区の事務所とされたものであります。

2点目の情報のインフラ活用と成果につきましては、企画部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、住民要求解決までの経緯についてであります。

はじめに、住民要求の集約であります。第一に市議会と連携を密にし、市民要望を的確にとらえてまいりたいと存じます。

また、大仙市では地域住民の意見を行政に反映させ、市民と行政の連携を強化するため、旧市町村ごとに地域協議会を設置しておりますので、地域協議会でのご意見やご提言も伺いながらまちづくりを進めてまいります。

さらに、市内の各種団体との懇談会等や私が各総合支所に出向き、直接市民の方々と話し合う市長面会日を設定するなど、積極的に地域の要望を伺っており、今後できるだけこのような機会をつくってまいりたいと考えております。

今回、大仙市総合計画の策定にあたりましては市民4,000人を対象とした「市民意識調査」や、一般公募を含めたワークショップの開催、地域協議会での概要説明など

により、市民の声をできるだけ取り入れたつもりであります。

なお、総合計画の実施計画の進行管理にあたりましては、市民による市政評価や地域協議会のご意見を伺いながら、事業の精査・見直しを図ってまいりたいと存じます。

予算の優先度につきましては、事業の緊急性等を勘案しながら、必要な事業の選択、事業費全体コストの縮減、事業年度の見直しによる平準化、さらに合併特例債や過疎債等が見込めるなど、後年度に財政負担の少ない事業を優先してまいりたいと考えております。

なお、市民の要望や要求をできるだけ予算に反映してまいりたいと考えておりますが、厳しい財政状況のもとで市民要望のすべてに答えていくことは困難であり、市民の要望に応えることができなかつた事業等については、市民の理解が得られるよう説明に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） 次の情報インフラ活用と現状の成果につきまして、お答え申し上げます。

合併前に整備いたしました地域イントラネット基盤に各種の申請や届け出、広報などを行政情報システムによります住民サービスや文書管理、財務会計、税や戸籍など各種電算システムの稼働と活用によります事務処理を進め、その簡素化と効率化を進めているところでございます。

今後は、議会中継をはじめ、調整が整い次第、上下水道システム、図書館システム、総合防災システム、電子入札システムなどの構築、本庁と各総合支所間とのテレビ会議や市民の行政、健康・福祉相談などもできる体制の整備を進めるとともに、昨年実施いたしました地域情報化に関する市民アンケートをもとに、市民の要望に応えられる簡素で効率的な組織・機構の実現に向けて、さらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 26番、再質問。はい、26番。

○26番（大野忠夫君） まず最初に、総合支所の設置の関係でありますけれども、先に行われました全員協議会の中でもいろいろ意見を言わせてもらいましたけれども、今の市長の答弁の中で対等合併と、そのことが一番この地域住民から見れば関心のあるところだというふうに思います。したがって、大曲総合支所が今度の機構改革に絡めて本庁

に統合するということでもあります。このことについていろいろ全員協議会の中でも答弁があったわけでありましてけれども、住民が窓口で非常にどちらに行けばいいのか苦慮しているという話がなされたわけでありましてけれども、先程答弁にあったとおり地域づくりの拠点ということをあるいは考えた場合に、総合支所のまずい部分、手直ししなければならなかった部分、そこをよく研究をして、その部分を変えていくなれば、そんなに住民に迷惑をかけなくても総合支所の仕事はきっちりとできたのではないかなというふうに思います。

また、この統合についての絡みについて、合併協定書の内容を変えるわけですので、合併協議会が解散されたとはいっても、当時の協議会の委員はまだ関心を持って地域の中で見守っているわけでありまして。この方々の意見を聞く、あるいはアンケートを取るというような手順を踏んでも何も遅くはなかったのではないかと。10年間の歩み方をこの協議書に託したわけでありまして、1年足らずでそんなに急ぐ必要もないし、もっと地域住民と膝を交じえた話し合いがあってもしかるべきでなかったのか、そういう思いで今いっばいわけでありまして。特に本庁に統合したしたことによって、今度いろいろと議論されるであろう本庁舎の位置の問題、どこに今度新しい庁舎ができるのかわかりませんが、この旧大曲市の部分から離れたところに仮に庁舎ができるとすれば、当然にも大曲総合支所というのは存在しなければならなくなるわけですね。そのときにまた改めて機構改革といいますか、そういう組織改革をやることなのか、何かその辺については無駄があるような感じがしてなりませんので、もう一度その辺の中身についてご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、住民要求のこの解決の部分でありますけれども、先程も若干触れましたが、今年度、18年度予算の中で実質的に62億円の住民要求が削られたわけでありましてけれども、今開発されております大仙市の都市計画、大曲地域でありますけれども、相当の金額を投じています。その中身は、移転補償が大半を占めているわけでありまして。この移転補償のために62億円が費やされるとすれば、非常に住民感情からいっておかしいのではないかとというふうに考えるわけですね。都市計画を1年、あるいは2年、この財政難のときですから先送りして、住民の本当の要求そのものを解決すべきではないのかなというように感じますけれども、その辺の進め方についてご答弁を願いたいというふうに思います。

インフラの問題については、これは無限大に広がっていくものだろうというふうに思

いますけれども、せめて住民の窓口ではあったかみのある、柔軟い対応ができる、そのことはいくら進んでも守ってほしいなというふうに思いますけれども、その見解について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

大曲総合支所が本庁と統合になる、融合されるということの問題についてお答え申し上げます。

合併協定書の内容を変えることでは、これはないと考えております。例えばどこに本所を置くにしても、本所が置かれた場所の総合支所というのは、全体として仕事をしていくというそういう考え方でまとめたつもりであります。

それから、地域住民との話し合いもあってもよかったのではないかというお考えでありますけれども、そういう意味ではこの大曲総合支所に圧倒的に来る一般市民の皆さんから、非常にわかりにくい事務所になっている、そういうご指摘を合併後ずっと受けていたわけでありまして。この問題を何とか解決しなければならない、そういう意味で本庁と大曲総合支所が一緒の場所で仕事をするような仕組みを考えたつもりであります。

それから、住民要求の60億円、70億円が削減されたのではないかというお考えでありますけれども、もちろんその削減の、それぞれの各課から出てきたもの、総合支所から出てきたものについて、限られた財源の中で予算を組まなきゃなりませんので削減したことは事実でありますし、その中に住民の様々な要望も入っていることも事実であると思います。ただ、まだいわゆる職員含めて予算を組み立ててくるそれぞれの部署が残念ながら大仙市の財政状況、こういったものを十分とらえていないという状況の中で、各課からまとめられて市長のところに出てきた要求総額といいますか、これが十分事業について、あるいは制度について検討が加えられていないものも多かったわけでありまして。そういうものについては次年度までもう一度検討し直すとか、あるいは事業・制度によっては工夫を凝らせばその部分が半分に削減できるとか、そういう形の中でずっと調整を加えていったつもりでありますので、総合計画、5年の実施計画にプロットした事業関係につきましては、大体頭出しは行われたと思いますし、あるいはこれができなかった場合は次年度、あるいはその次の年度、そういう関係の中でもう少し事業の中身を整理しながら予算立てしていく、そういう考え方で調整したつもりであります。

それから、この区画整理事業の関係で非常にお金がかかっているのではないかという質問でありますけれども、これは旧大曲時代から、あるいは含めて大仙市としての全体の都市計画、まちづくり計画の中で、財政的にもぎりぎりできるのではないかということで中心市街地、これは大きくもう少し広げた形で中心地の活性化、拠点づくりのために事業を進めてきた事業と考えておりますので、議員ご指摘のように節約する部分は節約しなければなりませんけれども、このまちを変えるということになりますと個人の財産に触るわけでありますので、その分を協力していただきながら事業を展開していかなくやなりませんので、この移転補償という問題は当然入らざるを得ないのではないかなと、こういうように思っています。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。佐々木企画部長。

○企画部長（佐々木正広君） インフラ整備に関してでございますが、住民との触れ合い、温かみのあるというようなことでございます。当然、住民なり総合支所とのやり取りにつきましては、先程申し上げましたインターネットとか地域イントラネットの光ファイバーを通じた形でやり取りしているわけでございます。これまで、例えばホームページであればアクセス数が28万件を超えているような状況でございます。また、相談・苦情等の問い合わせ件数につきましても136件と、そこそこに利用をされているというような状況でございます。ただ、これらはいずれも一方的にやり取りをするというような関係でございます。議員のお話されているような温かみのあるやり取りというような部分には、まだ及んでいないというのが実情でございます。先程ご答弁申し上げましたが、それぞれにあるテレビなどを通じた健康相談なり、行政相談なり、そうしたシステムを今後早い機会に是非整えて、実際やり取りできるような形でのシステムをつくっていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 26番、再々質問。はい、26番。

○26番（大野忠夫君） はじめに、この合併協定書の関係でありますけれども、私から今言うまでもなく、市長もこの合併協定書の内容については十分受け止めてこれからのまちづくりをやっていくということだと思っておりますので、その辺をもう一度強くご答弁をお願いしたいなというように思います。

それからもう1点でありますけれども、この移転補償の問題であります。この今の都市

計画の総事業費、どのぐらいになっているのかわかりませんが、事業費の移転補償の部分、何%ぐらいの比率になっているのかお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 移転補償の額、その他について、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、部長にわかる範囲で答弁してもらいますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。鎌田建設部長。

○建設部長（鎌田栄治君） ただいま私も申し訳ございませんが、手元にちょっと資料を用意してございませんけれども、確か60%ぐらいを占めているというふうに存じておりますけれども、詳しい数値等につきましては、あとで資料を出させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） 市長、答弁漏れがありましたので、協定書のことで答弁漏れがございましたので。

○市長（栗林次美君） 合併協定書は議員ご指摘のとおり何回も会議を重ね、それぞれ様々な思いを出しながら、いろいろ妥協もしながら最後まとめあげたものであります。ですから、基本的な内容は56の協定の中に盛り込まれております。それ以外にも未調整で終わった部分も含めて1,500ぐらいの協定が下にくっついているわけでありまして。合併協議会に出たのは、そのうちの一部でありますけれども、資料としてはその1,500ぐらいのそれぞれの事務事業の調整の内容がついているわけでありまして。基本的なものが56項目であったと思います。そして事業調整で最後に市町村長会議に委ねた部分、これは記録として残っているわけでありまして。そうした経緯を大事にしていかなきゃならないという気持ちには変わりはありません。ただ実際、大仙市となって様々これからの事業を組み立てていく場合、精神は活かしながら基本は変えませんが、それを活かしながら、やはりこの調整、変化させていかなければ事業が進まない、財政的に裏付けがつかないという問題を抱えておりますので、その辺のご理解はお願い申し上げたいと思います。

○議長（橋本五郎君） これにて26番大野忠夫君の質問を終わります。

次に25番佐々木洋一君。はい、25番。

○25番（佐々木洋一君） 【登壇】 昨日今日との一般質問ということで、今日午後に入りまして私と最後の本間議員さんの質問ということでありますので、どうかもう少しご

辛抱いただきたいなところと思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、私も通告の順序に従いましてご質問を申し上げたいと思います。

1つには、安全・安心して暮らせる生活環境の整備ということについて、ご質問申し上げたいと思います。

まず最初に、防災・救急など市民の安全・安心の確保ということでご質問申し上げるわけですけれども、今現在、少子高齢化が進展されておりまして、市の高齢化率も30%の水準に達しているということの中で、一人暮らしや老夫婦世帯が大変増えてきているという現状でもあります。その中で安全・安心な暮らしを確保すると、そういう方たちの安全・安心を確保するということの中で、火災や自然災害、それから救急等の緊急車両や豪雪時の車両通行が容易にできるよう、幅員の狭い生活道路の整備が急務であると思っております。市長の施政方針や総合計画でも述べられている、市民の安全・安心な生活を確保する上で、財政の厳しい中で道路等の整備については実施計画等、総合計画にもあがっておるわけですけれども、国等の補助事業、あるいはへん地、過疎などを充当した計画が多く見受けられますが、これらに該当しない、本当に狭隘な短い路線の生活に密着した道路をどのように整備実施していくのかという点について、市の方のお考えを伺いたいところと思います。

それに触れて、昨年12月定例議会におきまして佐藤隆盛議員も質問されておりますが、佐藤議員の質問を、このような狭隘な道路等々について市全域でどのような実態になっているのか、また現状はどういう状況にあるのかという点をわかればお知らせ願いたいところと思います。

次は、2番目は通園、通学バス等の安全・安心な運行についてということでご質問を申し上げたいと思います。

現在、通園、通学バスは、幼稚園・保育園・小学校によりそれぞれの地域で運行がされ、その運行の方法も大変多様に運行されております。それぞれどのような方法、内容で運行されているのかということをお聞きしたいと思ひますし、その安全性や安心をどのように確保されているのかという点をお聞きしたいと思ひます。

次に、これに関してもう1点の質問ですけれども、その中で特に運転業務を民間業者に委託している運行については、その民間業者はその業務を生業としていることから、ただ運転免許証、大型免許を持っているからと、ただ物を運ぶんだと、そのような感覚で、またそのような業務の考へての業務委託ということでは絶対あつてはいけな

でして、児童生徒、人の命を預かる業務として安全運転、安全管理を徹底した信頼と安心のある業者でなければならないということは当然なことであります。運転代行業務も人の命と車を代行して、現在、私たちお酒を飲んだあと運転していただいておりますけれども、その運転業務に携わる運転手に対しても、現在は2種免許の取得が義務づけられております。市としては安全・安心な運転業務を確保する上でも、業者の選定にあたっては会社の経営の内容、実績、安全運転やその管理、また教育などの徹底した信頼と安心のある、そして人の命を預かる業務からして2種免許の取得を義務づけるなど厳格な審査、選定基準のもとに業者の選定、指名基準というんですか、そういうことを考えて行うべきではないのかなということをお伺いしておきたいと思っております。

次に、地域に密着した安心安全な健康づくりの推進ということでもあります。

現在それぞれの地域に保健師さんが配置され、住民の健康づくりや保健指導・活動をなされておりますが、現在は本来の仕事よりも事務的な仕事に追われていると聞いております。確かに財政面、人件費、それから人事的な要素は多分にあると思っておりますが、知識と技量を備えた国家資格、有資格者であります。本来の仕事として現場での巡回訪問、指導など、住民に身近な健康づくり推進にその仕事を集約させていくことが必要ではないかなとこう思います。このことについてご質問を申し上げたいと思っております。

次に、2番として農業振興についてでありますけれども、その1つの平成19年度からの経営所得安定対策についてはたくさんの方がご質問されております。ただ、質問される方々もそれぞれいろいろなスタンス、質問に対する答弁の求め方にもいろいろ違いがあるわけですので、私もその点について一言だけ触れながらご質問を申し上げたいと思っております。

この19年度の対策は大変大事な対策でありまして、皆様ご承知のとおり、この大仙市は農業を基幹産業と位置づけております。これまでも昭和45年に転作が始まりまして、それから水田農業のいろんな施策を講じながらも、なかなか米プラス他作物からの収入確保ということに向けての定着がなかなかなされてこなかったと、これは私も農家の一人ですけれども、やはり米に依存してきたということが大きな要因ではないかなとこう思っております。

そういう中で、一時1万8千円、9千円台の米価であった時もあったわけですがけれども、現在、17年産米の米価としては1俵1万2千円ということで、40%近くも米価が下落しているということで、特にこの稲作農業に頼ってきた我が大仙市地区では、こ

の米価の下落が大きな農家経済、経営に大きな影響を及ぼしているということも事実であります。ですから、この平成19年度から始まる経営所得安定対策は、そういう農家の意識を切り替えると、転換するという意味でも非常に難しい対策でもあります。これをやらないと大仙市農業、本当に将来どうなるんだろうと大変危惧されます。どうか今回の19年度の対策を大仙市農業の新たな、将来農業経営に転換すると、そのチャンスと捉えて、どうか全市一丸となった取り組みということが本当に求められていると思います。幸いにしても我が大仙市は農業基盤整備が大分進んでおります。現在、整備が進められ、完了した地区も含めて2,069haと聞いておりますし、今後の調査地区も含めると約2,500haが担い手経営対策としての基盤整備事業がなされるというふうに聞いております。この地区におきましては、当然地域の担い手経営体を育成すると、大きな命題を持ちながらそれに一生懸命関係者が取り組んでいただいておりますので、これでは19年度の対策ともマッチしていくものではないかなとこうも考えております。私たち中仙南部でも本当に一生懸命今19年度の対策等を含めた中で、この担い手経営体の育成に今一生懸命取り組んでおるわけですが、そういう点では市としても是非この地域においては万全な体制の取り組みをしていただきたいものだなと、こういうふうに考えるところです。

それで質問としては、皆さんがご質問されていることではありますけれども、私は特にこの18年度から行政組織機構の見直しということを打ち出されておまして、その中にやはり支所のあり方、本庁のあり方、それからその中での人事、職員の配置、人事、それから事務の分掌、事業、これを見直すということの作業に入っておるわけですが、どうかこの19年度対策に向けて、その行政機構、組織、職員の配置、それから事務の分掌、事業等々をどういう形でこれに活かした見直しをするのかということをお聞きしたいとこう思います。

それからもう1点は、これは佐藤孝次議員さんが質問されて、私も大変同感であります。このマーケティングという問題ですが、これは特に私も、これは将来を見据えた中で是非あるべきだなとこう思っている一人であります。まず、このことについてご質問申し上げたいと思いますけれども、今回の平成19年度からの対策は、戦後の農地改革以来の農業政策の大転換、改革とまで言われております。また、これは担い手に限定した経営所得に関わる安定対策でもあります。寺田知事も「県農業にとって行き残りをかけた問題である」と、それに向けた強い意決を表明しております。基幹産業であ

る大仙市農業の将来を左右しかねない大きな問題、課題であることはご承知のとおりであります。どうか中途半端な施策、取り組み、これではこの19年度対策以降の大仙市農業の、将来の農業のあり方はなかなかし得ない、中途半端にはできないと私は考えております。どうか農家もこのことにいろんな形で不安を持ちながらも何とかしてやらなければならないと、こういう今気持ちも向かってきております。農家、JA等が一丸となりながら、全市を挙げて全力で取り組まなければ、その目的は達し得ないと、そのくらい難しく難しい問題であるというふうに私は認識しております。平成19年度の対策の中で米以外の作物として、ここの地域では大豆が一番ベストだろうとこう言われております。幸いにしてもJA秋田おぼこでは、皆様ご承知のとおり無臭大豆「すずさやか」の作付拡大に向けて一生懸命取り組んでおられまして、これは本当にこの19年度からの対策に向けて本当に的を得た本当に取り組みではないかなと、こういうふう感じております。どうか平成19年度からの対策を大仙市農業の転換、改革の契機として、ぜひ捉えていただきながら、この大仙市農業5年、10年先の足腰の強い安定した大仙市農業をつくるためにも、午前中、佐藤孝次議員からもご質問ありましたが、私はやっぱり生産からマーケティングまで視野に入れた米プラスアルファのところを力を入れた農業というのは本当に大事だと、こういうふうと考えておりますので、どうか私のお聞きしたいことは、このマーケティングまで視野に入れた各種団体、企業等の連携、協働による大仙市戦略農業、とにかく将来に向かってみんなで頑張っていくんだと、こういうプロジェクトを立ち上げて全市を挙げて思い切った対策政策のもとに、施策のもとに、この大仙市農業の担い手の確保と経営所得の安定した推進を図っていく必要があるのではないかなと考えております。どうかこのことについてもご質問を申し上げ、ご見解を伺いたいなとこう思います。

次に、畜産振興についてであります。

現在、アメリカ産牛が輸入を再開しながら、またBSEの問題が発生して輸入がストップということになっておるわけですがけれども、国内産牛も農家のいろんな努力もありましたが一時外国産牛の、外国牛の輸入が増えたということとBSEの問題がありまして、当時そういうことから好不況の時期があったと考えております。ところが、BSE問題につきましては国内では徹底した安全対策が講じられまして、今では消費者に安心して食べていただくよう、また市場の価格もいろいろ安定した価格で推移しているようであります。それで、当初予算を見ましても畜産振興についてはそれぞれの分野で予

算措置がなされておりますけれども、何か市全体としての一体的な取り組みというか、そういうものに欠けるのではないかなということをおははこの予算を見ながら感じております。中仙地域では、旧中仙町時代でありますけれども、昭和58年に町、それからJA、共済が分担金を拠出して共同で総合畜産振興会を立ち上げまして、中仙牛、あるいは中仙杜仲豚ジャンボうさぎなどのブランド化にもつながりましたし、ジャンボうさぎについては全国からの出品、注文が増加するなど、畜産振興に大きく貢献し、実績をあげてきております。現在も総合畜産振興会として存続しながら畜産農家の大きな励みであり、またよりどころとして畜産振興に大きな役割を果たしております。この畜産振興会をぜひ市全体に拡大しながら、大仙市総合畜産振興会として市全体の畜産振興をこれから推進することになればと私は考えますが、この点についてご質問申し上げましてご見解をお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） 25番佐々木洋一君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐々木洋一議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、安全・安心して暮らせる生活環境の整備についてであります。

はじめに、未整備の狭隘生活道路の実態につきましては、昨年12月から各総合支所ごとに、箇所数、幅員、延長等について調査を行ってまいりましたが、概略についてはある程度まとまってはいるものの、今冬の豪雪によりすべての項目についてはまだ集約ができていない状況にあります。5月末頃までに取りまとめを終え、基本台帳化し、今後の整備計画の基礎資料にしたいと考えております。

概略としては、大仙市全体では市道、公衆用道路、いわゆる赤道、私道合わせて約450カ所にのぼっている状況にあります。これらについては、今後各道路の使用状況を詳細に調査し、どのような整備内容が最も効率的で早期にできるのか、各総合支所と検討してまいりたいと考えております。

次に整備につきましては、各総合支所の実情を踏まえ、財政事情も勘案し、ある程度、中長期的な視点で年次的に整備を進めてまいりたいと思います。狭隘路線では、特に冬の課題が多く、高齢化社会の除雪体制の課題もあり、当面は地域との連携、協働による体制も不可欠ではないかと考えております。いずれすべてを短期間に整備することは現実的に難しい状況であることから、例えば地域の企業や地域住民の作業協力による必要最小限度の簡易舗装の実施等、行政支援もあわせた連携による協働体制の確立など、

各地域協議会等とも協議してまいらなければならない課題と考えております。

2点目の通園、通学バス等の安全・安心運行につきましては、教育次長から、3点目の地域に密着した安全・安心な健康づくりの推進に関する質問に関しては、健康福祉部長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、農業振興についてであります。

はじめに経営所得安定対策につきましては、これまで全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた政策を担い手に対象を絞り、経営全体に着目した政策に転換するものであり、小規模農家及び兼業農家が大多数の水田農業を基幹とする本市にとって極めて重要なことと考えております。

中・小規模農家や兼業農家が担い手とされる営農組織に参加するよう説明会等で周知を図り、地域の合意形成に基づく組織化を推進してまいらなければならないと思います。

このため、集落営農の組織化・法人化を推進し、支援するために集落営農・法人化支援センターを設置することとしたところであります。

本対策を具体的に推進するための体制、事務分掌等につきましては、当センターは「集落営農の組織化・法人化等担い手の支援」、「営農指導」、「事務処理等に関わる研修会の開催」などを職務内容として運営していく予定であり、その支援体制として、本庁・各総合支所内に「集落営農・法人化推進担当」を設置し、大仙市として総力をあげて推進するとともに、県及びJA等の農業団体の担い手支援担当と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

生産から販売まで視野に入れたマーケティングの問題については、必要性は認識しておりますが、このたびの「新たな経営安定対策」の取り組みが現段階では喫緊の課題でありますので、当面はこの対策に全力を傾注し、マーケティングについてはJA秋田おばこと連携しながら調査・研究してまいります。

また、仙北振興局では「将来に生き残る強い仙北農業」を目指した仙北農業チャレンジプランが平成18年度から始まりますので、この事業との連携も視野に入れてまいりたいと考えております。

議員ご提案の「大仙市戦略農業」プロジェクトの考え方については、「大仙市農業振興計画」、現在策定中ではありますが、この中に組み入れて積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、畜産振興につきましては、合併以前にそれぞれの地域において特色ある畜産の

振興を図ってきた経緯があり、特に中仙地域においては農業団体と共同で畜産振興会を立ち上げて、畜産の振興に関わる様々な事業を行い、地域の畜産振興に大きく貢献してきたところであります。

今後の大仙市としての畜産振興については、どのような枠組みの中で進めていくかでありますが、畜産農家や仙北畜産組合、J A秋田おぼこ、農業共済組合等と協議を重ねたいと思います。できれば大仙市を一本化した形の組織、畜産振興会、大仙市畜産振興会のようなものを展望しながら検討してみたいと思っております。

私からの答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君） 次に、地域に密着した安全・安心な健康づくりの推進につきましてもございますが、合併により行政範囲が広大になったことから、健康づくりの拠点としての保健センターを生かしながら地域住民のニーズに応じた保健活動が展開できるように、保健師、栄養士などが情報交換や協力体制を整え、きめ細やかな保健活動に努めているところでございます。

健康づくりは、日々の暮らしの積み重ねでありまして、「自分の健康は自分でつくる」という、より積極的な生活習慣の取り組みが重要であることから、今後10カ年の総合的な健康づくりの指針となる「健康大仙21計画」を今月の末までに策定することとしております。

平成18年度からは、この計画に沿いまして個人の自主的な健康づくりとあわせまして、行政はじめ関係機関、団体、地域など社会全体で健康づくりを支援できる体制を整えながら、市民の皆様と健康づくり運動を推進する考えでございます。

そのためには、各地域の保健センターにおいても個人や地域が抱える生活習慣や健康問題の解決のため、これまで以上に住民に密着した訪問指導や個別相談など、お互いの顔が見え安心感の持てる母子及び成人保健活動を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。毛利教育次長。

○教育次長（毛利博信君） 次に、通園、通学バス等の安全・安心な運行につきましては、現在、教育委員会では17台のスクールバスを運行しており、市職員による運転が12台、業務委託が5台となっております。

まず幼稚園につきましては、大曲地区の2園を除いた6園の園児が利用しており、常

時教職員が添乗し安全確保に努めておりますし、乗降場所までは家族が送迎をしております。

小・中学校につきましては、6小学校、3中学校の児童生徒が利用しております。年度初めを含め計画的に教職員が添乗しております。また、利用する子供たちが安全マナーに関する話し合いを行うなどして安全確保に努めておりますし、最近の社会情勢を鑑み、自宅前での乗降を認めたり、地域の「子ども安全見守り隊」に乗降場所の巡視をお願いしたりするなど、一層の安全対策を進めております。

一方、保育園で通園バスを運行しているのは6園であります。そのうち3園については民間業者への業務委託、残る3園については運転手を雇用しており、いずれの場合も添乗員1名を配置し、安全確保に努めております。その他の保育所につきましては、保護者による送迎となっております。

通園、通学バスの運行に際しましては、法令を遵守させるとともに、安全運転講習の受講や運転前と運転後の点検の実施、法定点検等の実施など、事故等がないように対応しているところであります。

次に、運転業務の民間業者への委託についてであります。園児児童生徒の送迎につきましては、道路交通法及び道路運送法に定める旅客自動車運送事業には該当しませんので、大型1種免許所有者でも運転可能ではありますが、安全運転強化の観点から大型2種免許での統一を含め、契約期間の見直しなど業者選定基準について今後検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本五郎君） 25番、再質問。はい、25番。

○25番（佐々木洋一君） 狭隘な道路と生活道路の整備ということについて、450カ所と大変な数のそういう整備しなければならないところがあるなということをお聞きしてびっくりしているところですが、これをやはり本当に確かに財政的な面、本当に厳しいということは重々承知しておるわけですが、やはりここに暮らす人々を考えた場合は、どうかひとつその緊急あるところから早急に整備していただきたいなと、こういうことをまずお願いしておきたいなと思います。

それから保健師さんの件でありますけれども、確か今部長さんにご答弁されたとおり一生懸命頑張っておられるということだと思います。ただ、何と言いますか、やはり保健師さんはやはり国家資格、それこそ知識と技量を備えた国家資格の有資格者でもあり

ます。そういうものを十分活かした業務というのに、やはりそれは住民の健康に対する安心・安全ということにつながる健康推進、保健活動というものが非常に私は求められているなということだし、また、それに携わる保健師さんもやはり自分のそういう資格を持った仕事として、やりがいのある仕事として捉えていってくれるんじゃないかなとこう思いますので、どうかその辺のところも、財政的なものも、人件費的なものもあろうかなと思いますけれども、ぜひご検討をお願いしたいなとこう思います。

それから、この農業振興、それこそ平成19年度からの所得対策ですけれども、これ本当にたくさんの方がご質問されております。それに対するご答弁は、みな同じであったなと私はお聞きしておりましたし、それはそれでそれ以上のことはないのかもしれませんが、ただ私は当然県なり、それから農業団体、JAさんと連携をとると言っ
て、市をあげてやるということは当然のことです。ぜひやっていただかなければならないことでもありますけれども、ただ先程市長も答弁の中にありますけれども、これは短期的にスピーディーに19年体制をとっていかなければならないということは、そのとおりです。それで18年度の秋頃までは、やはり認定農家は別としても集落営農についてはきちんとした方向づけをしなければ19年度対策に間に合わないといえますか、そういう形がとれていけないという形になろうかなとこう思います。ただその中で、連携、連携ということで、これは当然連携なんですけれども、連携はどのような形の連携を考えているのか。ただ、「JAさん、あなたの方で何とですか」とか「こっちでこうだよ」と、こういう話ですか。まずその連携のあり方というのは何か非常に私は、言葉的にはそのとおりです。大変こう受けのいい言葉なんですけれども、実際連携はどのような形になっていくのかなということをまず。ただ私は、私の方の地域でも座談会、説明会やっています。私も中仙南部の執行部の一人として3、4回県からもおいでいただきましてこの説明会を開かせていただいておりますけれども、この前、支所の担当の方とJAの担当の方においでいただいて、それぞれのまたご説明ををいただいたわけですが、それは二人三脚で一緒に説明に歩けば、それは行政で、範囲は行政で説明しましょうと。それからJAで考えている営農的なものはJAで説明しましょうと、こうい
うことで、私たちは、説明受ける方ではそれで説明聞いておるんですけれども、これから果たしてそういう二人三脚とかどうのということじゃなくて、やっぱり市の職員に聞けばそういうJAの取り組み、営農、そういう中身までも説明できると、こういうようなやっぱり連携のあり方、協議のあり方というのが本当に大事ではないかなと。これか

ら頼っていくのは、私たちは支所です、やっぱり支所の担当職員です、本当は。支所に「これ何とだ」と、こういうふうに聞くんですよ。ですから、今、指導センター発足するわけですけれども、ただこの指導センターの5人の方、公募して職員として配置されるわけですけれども、今かなり19年度の対策に向けて農家の人もいろいろこれはやらなければならないという危機感の中で一生懸命勉強しています。もう、これから職員が5人そこに配置されて、果たしてその人たち、本当にそれから即戦力、指導できるのかなど。かなり農家なりの方たちの方が、かえってこれに対する説明を受けて認識なり知識を得ています。ですから私は逆に指導センターに配置する職員の方がかえって指導を受けながらという話で、全く遅いんではないかなという気もするわけですけれども、いずれこれは19年度ばかりでない、それ以降3年、5年というスパンで考える問題ですからわかりますけれども、どうかひとつそこら辺も連携と、今、農家も、市長も答弁がありました、もう短期的にこれを進めていかなければならないということになっていますので、どうかひとつそこら辺をきちんと考えた取り組みをしていただきたいなと思います。

それともう一つは、私はいつも思うわけですけれども、今の佐藤孝次さんからもご質問あったような生産化、マーケティングということ、これやっぱりいつもあれです、行政は行政、JAはJA、企業は企業、何か一つの枠の中でのいろんな政策なり施策なり事業なりと。もう少しやっぱりそこにお互いが一緒になってやろうという、そういう一つの取り組み、総合的に取り組むという姿勢が非常にいつも私はこの予算なり、いろいろなものを見てその点少ないなとか薄いなという感じをしています。ですから私は平成19年度の対策、本当に農家、農業、農村、集落が本当にこのあと継続して今の状態をやっていけるのかなというそういう危機感の中で、大変こうやらなければならないという意味での大事な問題ではないかなとこう考えていますので、その19年度の対策ばかりではないんです。それ以降、やっぱり農家の方たちもこの対策に取り組む場合、JAさんなり、それから自分たちの全体の中でどういう支援なり対策のもとに私は頑張っていけばいいのかなと、やっていけるのかなと、そういう判断をする材料もなければなりません。それもまだ全然提示されていない。これは本当に農家がみずから考えて一生懸命頑張るということが一番の基本だわけですけれども、どうかひとつそういう意味も含めまして、この、ただ19年度からの対策でなくて、やはりこれからの5年、10年を見据えた大仙市農業、それに向けて全市をあげていろんな関係機関の中で私はプロ

ジェクトなりそういうものを立ち上げながら取り組んでいただければありがたいものだなとこう思いますけれども、質問したいのは、今短期的にもう19年度から対策に取り組まなければならないという中で、その連携なりそういう形と、今私再度質問をお聞きしたいと思いますのは、5年、10年のスパンの中でやはり早急にそういう形をつくっていけないのかなと。ただ、その対策には19年、20年、22年、それ過ぎなのかということも含めて、もうもっともっと19年度からそれがもうメニューとして提供できるような、それ以降もそれが継続してやっていけるような形のものを考えてほしいなとこうと思いますが、その点についてもう一度お聞きして終わりたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐々木議員の再質問にお答え申し上げます。

いわゆる戦後農政の大改革、農地改革以来の大改革と言われている、このたびの制度改正であります。まず受け皿を何とかつくらなきゃならないということで、認定農業者の方は一定の組織になっておりますし、ここに対する説明等は比較的進んでいると思いますけれども、一番肝心なそれ以外の中小農家の皆さん、いわゆる比較的個人志向の強い部分を何とか集落、あるいはまた別の形の一つの集団ということも考えられますけれども、とにかくまとまった形になっていかないと経営体として認められないという状況でありますので、とにかくこの問題に全力を投入しなきゃならないだろうと、行政としてはそういう考え方に立っております。

昨年、秋田市で農林省でこの企画をやっている方とお話する機会がありましたけれども、私の方からは、「確かに国の対策、考え方、これでやらなきゃいけないということはわかるんだけど、我々にとってはもう少し時間を与えてもらえないと、国の施策に対して追いついていくことができない」ということを盛んに申し上げました。ですけれども、その場では「とにかく19年度からこういうことになりますから」と。そのあとの様々な、目標に達しない場合の様々な課題については、おそらくまた別立の対策で延長みたいなものが出てくるのではないかなと想定しておりますけれども、それを前提にしてみますと物事が進まないということになりますので、まず19年度を目指してここ2年間、約2年間、1年半という表現もあると思いますけれども、全力でこの問題に取り組んでみたいと思っています。

営農指導センターのイメージですけれども、公募で募集しておりますけれども、いわゆる農業・農村問題に詳しい人を募集しております。ですから、単なる事業の説明、こ

これは行政でやればいいことでありまして、あるいはそういう問題ではなくて現場の中でどう集落営農を組み立てていけるのか、あるいはそういう相談の中にのれるような、そういう人を指導員としてお願いしながら、行政とからめてやっていかなきゃならないと、こういうふうに思っております。

それからこの問題については、行政もやらなきゃならないんですけども、やっぱり農業団体が本腰を入れている前提で我々はやっているつもりであります。こういう仕組みは、ほかの県によりましてはJAあたりが相当な力を入れて、行政が後についていくというやり方をしているところもあるようではありますが、それはあれとしましても、我々まずここであれば一番大きい団体はJAでありますけれども、JAと連携を取りながら、別に一緒に歩くとかそういう考え方はないと思います。行政の事業の一般説明であれば市職員とJAの職員が一緒に行くということになると思いますけれども、この指導員につきましては単独行動の方が多いのではないかなというふうに思っています。そういう形で、まずこの問題に集中的に取り組んでいかなきゃならないのではないかなと思います。このマーケティングの問題は佐々木議員おっしゃるとおりでありますけれども、この問題は過去何回も様々な形でいろんなことをやられてきた自治体もありましたけれども、そのつど消えていっているという問題ではないかなと思います。もう少し根本的にやらないといけない問題だという認識がありますけれども、ただ単独自治体でどこまでやれるのかということも少し疑問に思っている一人であります。今、県がようやくマーケティング、販売という問題で動き出しております。東北で一番米以外の販売高の少ない秋田県でありまして、ようやく県が動き出したという段階で、その地方版といいますか、仙北版が振興局にできつつあります。まずそこと一緒になって、少し規模を大きくした形で地域の特色あるものを活かしながらやっていかなきゃならない、そういう考え方でまずいるところでありまして、もう少しこの問題については時間をいただきたいと思っております。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君） 保健師の業務についての件について、お答え申し上げます。

事務的な事柄につきましては、本庁の健康増進課で現在は行ってございまして、今後は管内8つの保健センターが互いに連携し合い、協力できる体制をとりまして、保健師の訪問活動等を増やしていくようにしていきたいというふうに考えてございます。

また、8つの全センターには配置されておられません栄養士についても、2つ3つの地域を掛持ちするような、そのような工夫もしながら適切に対応してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 25番、再々質問。はい、25番。

○25番（佐々木洋一君） 先程、農林商工部長さんが前の方のご質問の中でご答弁されておったわけですが、今回のこの集落化への目標、目標数値というような形の中で、1,050経営体という答弁でしたっけかな、それとも1,040ほどの認定農家が現在と、両方ご答弁されたようですが、そこら辺のところをちょっともう一度お聞きしたいと思います。

○議長（橋本五郎君） 金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君） 午前中に申し上げた回答になりますけれども、認定農業者、これについては1,000の経営体でございます。いわゆる1,000人が認定農家ということです。集落営農組織と法人合わせて50経営体と。この実際の認定農家と、それから私が今申し上げました1,000と合わないわけですが、この中に林業専用とか、あるいはきのこ専用とかと、ここに書いたのは農業生産部門の専用の部門ということで抜き出したものでございます。それから法人についても、そういうふうな解釈でちょっと数字にはずれがありますが、合わせると1,050経営体というふうに理解していただければよろしいかと思えます。

○議長（橋本五郎君） これにて25番佐々木洋一君の質問を終割ります。

この際、午後2時30分まで休憩いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 2時31分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。22番本間輝男君。22番。

○22番（本間輝男君） 大仙市の将来を見据えた均衡ある地域発展を目指す政策構築と、今の時代を背景とした行政、財政改革を必然的に求められる、正に二律背反する2つの課題を抱えながらも本格予算が編成され、その執行が図られようとしております。その執行にあたっては十分なる精査と確実な見通しと、そして適格性が求められ、効率的な運用は至極当然なことと思えます。

さて、大仙市の本年度予算を見ますと、国同様緊縮型となり、予算全体で805億5,608万7千円であります。一般会計を見ると、歳入的には73.5%の326億1,700万円が依存財源であり、市債、地方交付税、国庫支出金で充当され、さらには基金取り崩し処置、合併のアメとムチのアメに相当する合併特例債発行等で賄う、正に当局の言う危機的状況と判断せざるを得ません。歳出においては、人件費、扶助費、公債費等で義務的経費は歳出全体の44.6%、198億3,832万円であり、投資的経費は予算の15.0%、66億4,226万円しかなく、その執行は効率的慎重性が強く求められます。市当局にあつては、経済経費の削減、建設事業の見直し、管理職手当等の削減等の懸命なる努力により、62億円余りの歳出削減の労は多とするものであり、その領域を阻めることなく推進することを臨むものであります。

さて質問の第1点は、18年度一般会計の規模をどの程度と推定しておるのか、お伺いいたします。

歳出は、歳入見込みがあることは当然としても、17年度一般会計が当初と補正合計の予算が500億に達し、その財源に多くの合併特例債を含む市債発行、基金繰入れ処置等の行為を伴った経緯からして、その財源の裏付けに甘さが感じられます。今、国会では三位一体改革を提言し、4兆円以上の国庫補助金を削減する代償として、国の持つ税の権限を地方に移譲し、3兆4千億程度の支出を決定しております。当市における税源移譲は9割程度と報告があり、さらには合併支援分の国県の支出が5億7,600万円余りが減額されております。また、地方交付税を臨時財源対策を含めて5兆円抑制しようとしており、交付税の総額を15兆9,100億円、前年対比1兆円弱の減の確保にとどまると言われております。17年度交付税総額が特別交付税の増額により200億円近い額を確保した実績対比から、強気の前年並みの0.3%減の183億4,200万円余りの計上には、どのような積算根拠をもっておるのか。県では4.5%、他市では6%以上の減と厳しい予算編成がなされております。単に見込み的認識が感じられますが、自信があるのか財政当局にお尋ねをいたします。

また、建設事業、駅前開発等に補正対応するのも見られ、除雪費の全額補正、高齢者介護等の福祉財源、扶助費の増加も見込まれ、14億円程度程度の補正対応では困難であり、その補正財源が不明確であります。あわせて17年度より4億5千万円の繰越をしておりますが、不用額を含めた出納閉鎖最終の繰越額をどの程度と予想しているのか、お伺いいたします。

第2点は、平成18年度当初予算編成の起債残高は、全会計で1,105億円と報告がありました。これは市民1人当たり116万円、世帯当たり386万円程度になり、旧市町村よりの積み残しの部分とはいえ、憂慮すべき事態であります。特に問題として提起しますが、18年度一般会計当初予算で56億8,600万円の市債発行にもかかわらず、市が示した今後5年間の財政見通しでは、このほかに学校給食センター建設、駅前区画整理事業に関わる起債も含めて26億1,600万円増の83億400万円の発行計画であります。この増は建設事業等に充当すべき合併特例債がらみと思量されますが、後年度、19年度以降の公債費も70億円を超過する伸びを示しており、歳入の増加に期待できぬ状況下、深刻な事態が予想されます。この合併債は地域の一体感を生み出す事業などを対象としており、合併年度と以後の10年間に発行可能なものであります。そして、事業の95%に充当され、元利償還金の70%が後年度交付税算入され還付されます。依存財源に頼る当市にとって有利な起債ではあります。しかしながら、起債が借入れであることに変わりなく、ましてや国の地方交付税抑制方針からして交付税の先行きがはっきり見えない中で、いかに有利な特例債といえども慎重なる計画が求められます。合併構想初期においては540億円とも言われた合併債は、392億円余りに計画変更され、今は国の改革方針に伴い、この80%弱の320億円程度が限界とも言われております。市債に対する見通しと交付税に対する認識を市当局にお尋ねいたします。

第3点は、基金の性格からして積み立て・取り崩し処置があつて当然としても、当市において基金残高が19年度において枯渇状態に陥ることは必須であり、財政の弾力化が低下すると危惧されます。基金運用の方向をどう捉えているのか、お伺いいたします。

第4点目は、税の公平感を欠く税徴収は断じて許されるものではなく、17年度において11億円余りの市税未納があり、この徴収にはなお一層の収納率向上に向けて努力されますよう切望いたします。

さて、市役所ぐるみの歳出削減計画が実行され、経常収支低下に取り組む姿勢が見られる中、長期的、固定的な遊休資産が相当数存在していると認識しております。しかし、その存在は広範囲にわたり、その実態が見えにくく、税収の対象にもならず、手つかずの状態にあると考えます。我が仙北地域においても、公業用地造成地、住宅造成地、基盤整備がらみの取得地、休園中の保育園の土地と建物等々が存在し、こうした資産は財政を圧迫する要因となり、早期の確認と是正措置をすべきと考えます。ここであえて申

し上げますが、市当局にあってはこうした土地・建物・有価物等がいくらあり、その評価額はいくらと推定しておるのか、管理にいくら要しておるのかお伺いいたします。時代の変遷とともにその使用目的が変化している事実からして、売却・転用・賃貸・繰上償還等の実行をし、遊休資産の解消に努める考えがあるのかお尋ねいたします。

いま一つは、特別会計・企業会計にも負担金の未納が推測されます。平成17年度の徴収結果はまだとしても、平成16年度未納額は確定しており、その額はいくらなのか。不納欠損処理がなされているとすれば、いくらあるのかお尋ねいたします。いずれにしても、合併直後の過渡的時期からしてその解消には非常なる力を要することとはいえ、努めていくべき事項とあえて申し添えさせていただきます。

次に、代表監査委員にお伺いいたします。

私は先程来、当市が置かれる財政状況を鑑み、るる浅学非才な私信を交えながら申し上げてまいりましたが、財政が厳しい時こそ、これまでの惰性的財政運用を改め、徹底的に歳出を洗い出し、経費の節減、合理化に努めるべきと考えます。そのためには監査機能の強化は必要不可欠な要素となります。言うまでもなく、監査委員は行政の構成を確保するため第三者の機関として高度な職権を有し、行政の的確性、妥当性、効率性を追及し、確保し、いかに最小の経費で最大の行政効果を挙げるかを監査指導する重大な責務と考えます。田牧代表監査委員は、卓越した監査能力と公平無私なる人格を有する方であります。

そこで、お伺いいたします。危機的財政状況、待ったなしの行政改革を推進する当市にあって、状況をどう捉え、どのように考え、どう実行すべきか、大局的見地から率直なるご意見を賜れば幸いです。また、当市においても行政評価制度の導入を検討中のようにありますが、17年度経常収支比率が依然として95.7%と高い数字が示されており、開かれた市政を標榜する姿勢からして早期の制度の確立と、その効果を期待するものであります。亀に負けた兎になることなく、長期計画の見直し、取り止めの方向も必要であり、県同様、地方交付税の3割減少でも自立可能な体質づくりが大仙市の選択の方向と考えます。歳入に限りがある以上、できることから確実に行政改革を推進し、効率的な市政運営を求めます。

次に、指定管理者制度についてご質問いたします。この問題は、議員各位より様々な角度より有能なる議論が展開されております。経緯を踏まえて、その執行にあたっての具体的諸問題を提起しながら質問してまいります。

この制度は、政府の提唱に伴う官から民への発想を起点とし、地方自治体の自主自立による持続可能な地域社会構築のための仕組みづくりと、民間活力の導入と事務事業の再点検を目指すものと位置付けられております。しかし、地方の温泉等の休養施設等のこの制度導入にあたっては、住民福祉、健康増進といった従来よりの目的から収益性を重視すれば大きく逸脱する危険をはらむことを十分留意すべきであると感じられます。

質問の第1点は、この管理委託制度の導入に伴う財政面では大枠でどの程度の歳出削減が期待されると予想されるのか。

第2点は、従来より市として休養施設等を運営する第三セクターには多年にわたり継続的に一般会計より繰入れ助成をし、維持管理してきた経緯があります。また、市の資本投入もあり、50%以上の出資を伴うセクターが8つ存在し、その経営実態はわかりにくく不明瞭に感じられます。そこで、管理委託した後も一般会計よりの繰入れ処置をする考えなのか、あわせて市政同様、単年度決算方式で指導していくつもりなのかお尋ねをいたします。この問題は、仮に赤字計上した場合、次年度繰越をしていくと予想され、経営そのものを圧迫する可能性があります。その先には契約期間前に問題が発生し、撤退も想定され、最悪引き受け手がない施設も出てくることもありえ、施設休業をも考えられます。

第3点は、基本的に最終の経営形態を民間委託とするならば、企業努力は当然としても、受益者負担を求め、重視する方向が懸念されます。市の考え方をお尋ねいたします。

さらには、委託条件、内容、経営方針の違いにより、施設によりサービスの質と量、そして利用料に地域格差が生じ、施設利用に馴染んできた方々に負担を強いる結果となります。

4点目は、こうした休養施設はセクター、直営にとらわれず、地域の雇用を生んできた性格を多分に持ち、この制度導入に伴い雇用不安が生じてくるものと考えられます。また、セクター、直営の違いにより、その雇用条件、身分、賃金等に違いもあります。こうした事実は導入以前にきちんとした整合性を見つけ、統一する方向にすべきかと感じますが、検討の考えがあるのか答弁を求めます。

5点目は、この制度の性格からして大筋土地・建物と償還金等を従来どおり市が提供し、指定管理者にはその施設の運営・管理・業務を委託するものと理解しております。しかしながら、今回の導入の相手方を見ると、従来よりのセクター会社をそのまま指定しております。民間業者も選択の一つと検討したのか、検討に至らなかったとすれば何

なのか、経営状態にいささか危惧のある施設はないのか、採算ベースに乗せる、また雇用の完全確保といった自信がありとの判断しての指定だったのか、選考の経緯を説明願いたいと思います。

次に、市長が代表を務める会社もあり、市の関与は絶対否定できず、市はどこまでの範囲で関与するのかお尋ねいたします。こうしたことは当然明確なる指針がなければならず、経営的に赤字が生じる場合も想定し、経営管理責任、大仙市としての責任まで一元化した管理責任が必要と考えます。いたずらに費用対効果といった論議をする前に、住民福祉との協調を視野にとも検討すべきと思量されますが、市長としての所見を求めるものであります。

次に、上水道計画について質問いたします。

真木ダムが計画され、多年にわたりその実現に向けて運動が展開されてまいりました。しかしその間、調査測量等に17億円余りが投入されながらも、国、県の判断より建設中止が決定されました。この決定を受けて、秋田県では治水洪水対策として斉内川の改修に10年間に83億円を投入すべきと結論付けました。また、飲料水としての上水道の水源は、玉川・桧内川合流地点の伏流水と地下水源の確保が可能との結論に達し、230億円余りの計画が知事・市長に答申されております。

質問の第1点は、県、市の職員による内部検討委員会的要素を持つものと解釈もできますが、市長は依然より「ダムに偏重することなく奥羽山系の多方面よりの模索をし、地域に合った計画をすべき」との意見を持つ方と考えておりました。この案が最終的なものではなく十分なる内部検討がなされるとは思いますが、このたびの上水道水源案受け入れの率直なる考えと思いをお尋ねいたします。

第2点は、先に質問された菊池議員と見解を異になります。中仙・太田・仙北・大曲・西仙北の1市4町で日量17,000㎥の水を供給する大規模な計画でありました。ところが、このたびの大仙市事業計画と予算を精査すれば、大曲地区より仙北南部地区への供給が決定し、さらに戸地谷地区の計画も示されております。また、西仙北地区の供給は提示されず、最終的には中仙・太田・仙北の北部地区2万人程度に限定される計画作成が最も合理性があると判断いたします。さらに、こうした規模と想定すれば、供給量も8,500㎥で十分との調査結果も出てきております。斉内川の年間を通しての安定的水量の確保が難しいとの判断も、地下水源の確保と併合すればクリアできると考えます。また、将来的には人口の自然減が予想される地域にあって、その規模は維持管

理を含めて需用に見合ったものであるべきと考えます。私の地域も決して水の水質が良いところではなく、将来的にもその必要性を認識しておりますが、住民感情として玉川の酸性度が悪化しているとの報道に接し、安心・安全な奥羽山系を水源に求めたいという声が多く言われております。この事業は住民の理解と協力があつてこそ初めて事業推進がなされます。また、この事業計画は受益者負担を伴うのは当然としても、今日の経済状況からして高額負担は極力避けるべきと考えます。地域の合意形成に向けて今後20年のスパンで計画し、10年の事業と言われますが、住民説明は早急に実施し、同意を求めることが大切になります。どのような推進計画をもっておるのか、市当局にお尋ねいたします。

最後に、この水道事業は地域性を十分に考慮し、過剰投資を避け、地域が受け入れやすい事業の展開が望まれます。

そこで、提案いたします。この事業は上水道計画よりも供給人口5,000人未満を対象とする簡易水道事業として計画し、国、県の限りない補助を受けて実行するのも一案と考えます。市当局のご意見をお伺いいたします。

終わりに、地域の声が活かされる計画であり、住民のための事業であり、安心・安全な水をより安定的に将来とも供給できる大仙市上水道事業として展開されるよう切望いたします。

なお、答弁は言語明瞭、意味正確に、極めて簡潔にてされるようお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 22番本間輝男君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 本間議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、行財政運用についてであります。

はじめに18年度の決算規模についてであります。一般会計当初予算は約443億円となっており、各部局と協議の上、補正対応としている主な事業で12億円程度であります。このほか繰越金の確定をみながら財政調整基金へ積み立てを勘案し、補正総額15億円程度と予測し、現時点では458億円程度になると考えております。

次に、地方交付税の積算根拠についてであります。18年度当初予算では地方交付税は183億4,200万円で、17年度当初予算に対し、6,400万円、0.3%の減の計上となっております。内訳といたしましては、普通交付税が0.8%増の167億8,100万円、特別交付税が11.3%減の15億6,100万円でありま

す。

この積算の根拠は、普通交付税については、平成17年度交付実績額をベースに国が示した地方財政計画の基準調整需要額、基準財政収入額の増減率を勘案し、さらには平成17年度国勢調査人口が平成18年度普通交付税に反映されるため、約5,000人程度の人口減少による減収分を見込み積算しております。試算では、基準財政需要額等の減額分として4億8,900万円、人口減少による減額分として6億1,200万円を見込み、18年度の交付見込額では17年度交付実績額182億4千万円に対して11億100万円、6.0%の減を見込んでおります。

また、特別交付税については、17年度の交付額が確定していないため、交付見込額18億7,200万円をベースに地方財政計画の伸び率マイナス5.9%分と、包括的合併支援分の減額分約1億9千万円を減じ、総額では17年度交付見込額に対し3億1千万円、16.6%の減を見込んでおります。

したがいまして、普通交付税と特別交付税を合わせた地方交付税総額では、17年度交付見込額に対して14億1,200万円、率にしまして7.0%の大幅な減額を見込んでおり、適正な計上と考えております。

次に、17年度からの繰越額の見込みについてであります。現在まだ17年度予算の執行中であり、歳出では扶助費、除雪対策費などの3月執行額、歳入では特別交付税の3月交付額などにより流動的な部分もありますが、過去の執行率、歳入の収入率から推計して10億円から11億円程度の繰越額を予定しております。

次に、18年度の補正財源についてであります。昨日、竹原議員の質問にお答えしましたとおり、普通建設事業にあつては市債の発行を、一般財源としては前年度繰越金と地方交付税を予定しております。

この財源のうち市債につきましては、事業の適債性を精査し、交付税算入率の高い合併特例債を中心に追加発行する予定であります。主な普通建設事業では、継続費の設定を予定している（仮称）強能保育園建設事業には合併特例債を、建設省とタイアップして実施する水辺の楽校整備事業には一般単独事業債を、また、一般会計ではありませんが駅前第二土地区画整理事業には合併特例債の発行を予定しております。

普通交付税につきましては、先程申し上げましたような算定基礎を基に当初予算計上しておりますので、18年度交付額の確定を見ながら主として除雪対策経費への補正財源として活用したいと考えております。

次に、基金についてであります。議員もご承知のとおり、三位一体改革の推進による国庫補助負担金の削減や地方交付税制度の見直し等により、市財政は非常に厳しい状況に置かれております。

そのため、18年度の予算編成においては大幅な財源不足となったことから、各種の基金の取り崩しを行い、財源の調整を図っております。

財政調整基金及び減債基金につきましては、18年度予算において13億5千万円の取り崩しを行い、予算編成後の残高は13億700万円余りの見込みとなっておりますことから、17年度繰越金及び18年度地方交付税額が確定した段階で、18年度の財政運営の状況を参酌しながら、できる限り積み増しを行いたいと考えております。

財政調整基金につきましては、年度間の財源の不均衡を調整するための基金として、長期的視野に立った計画的な財政運営には欠かすことのできないものであります。また、減債基金につきましても公債費残高が年々増大し、財政の硬直化が進んでいることから、償還財源としての重要性が改めて求められており、両基金の安定確保のため鋭意努力してまいりたいと考えております。

一方、特定目的基金であります。こちらの各種基金につきましても取り崩しを行い、各事務事業に充当し、予算調整を図っております。

現在、特定目的基金は設置目的に応じて12の基金がありますが、17年度に設置しました合併特例債を積立財源とする地域振興基金を除いては、各基金とも残高が極めて少なくなっており、その機能を果たせなくなっていることから、18年度において整理統合を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、安定した財政運営及び事務事業目的達成のため、的確な基金の管理運営に努めてまいり所存であります。

5点目の歳出削減と経常収支比率改善に向けた取り組みの具体策につきましては、助役から、6点目の監査委員としての危機的財政状況をどう捉え考えているのかにつきましては、代表監査委員から答弁させていただきます。また質問の第2点、指定管理者制度導入と、その執行の基本的考え方につきましては、助役から答弁させていただきます。

質問の第3点は、真木ダム代替案についてであります。

この代替案につきましては、昨年7月から県と大仙市でプロジェクトチームを設置し検討を進めてきた代替案であります。この中で水道水源につきましては、斉内川の水は年間を通して必要な水量を確保することが難しく、水利権を確保することが困難なこと、

玉川の伏流水、大曲地域の水道水及び地下水については、水質について問題がなく水道水源として可能であると報告されており、住民への説明にも理解を得られる案として受け入れたものであります。今さら申し上げるまでもなく、財政見通しは非常に厳しい状況ではありますが、水道事業は地域にとって不可欠であり、大仙市の課題として優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ダム計画時より規模が縮小されたのではないかとのご質問であります。代替案を検討する中で、大曲地域の水道水につきましては、現段階で余裕水があることから水質悪化等により緊急を要する仙北南地区へ供給することとし、また、西仙北地域の玉川の伏流水を水源として既に簡易水道が完成しているため、対象から除外したものであります。

中仙・太田・仙北の東部3地域につきましても、平成18年度から2カ年で実施する水道事業基本計画策定作業の中で、安全で安定した水道水を安価に供給する観点から市民の皆様から理解が得られるよう検討してまいりたいと思います。

また、真木ダム代替案で検討した東部3地域の必要水量1日当たり11,730㎡は平成13年度に試算したものであります。したがって、平成18年度から着手する水道事業基本計画策定作業の中で、東部3地域を含めた事業規模、人口動態、供給量等、水需要の見直しを図るため、平成8年度から平成17年度までの過去10年間の給水人口、用途別使用水量等の実績を基に18年度から38年度まで20年後の計画目標年次での給水人口等を予測した使用水量を推計し、その後に整備計画を策定するものであります。

また、水道事業につきましては、給水人口が5,000人以上の上水道事業として公営企業会計で実施する場合と、一つの事業単位を5,000人以下の簡易水道事業として特別会計で実施する場合がありますが、事業の選択につきましては、この計画の中で示してまいりたいと存じます。

なお、議員ご提言の簡易水道事業で実施する場合におきましては、補助事業の採択要件として加入率が90%以上となっております。

いずれにいたしましても、水道事業基本計画策定作業の中でこれら検討してまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

○議長（橋本五郎君） 答弁を求めます。久米助役。

○助役（久米正雄君） はじめに、質問の第1点のうち5点目の市所有の資産等の状況についてであります。土地につきましては工業団地として現在保有している分譲地が、大仙市土地開発公社分も含めて6団地11区画で、総面積が86,996㎡、分譲価格で4億9,876万円となっております。また、宅地分譲地は2地区25区画で、総面積21,583㎡、分譲価格で3億689万円となっております。

これらの分譲地につきましては、価格の総額が8億円を超える状況にあり、また、年間の管理費も償還金利子を含めると816万円となっておりますので、今後とも企業誘致などの受け皿や良質な宅地として早期に売却できるよう積極的に販売促進並びにPRに努めてまいりたいと存じます。

また、建物につきましては、最近の保育園等の統合によりまして中仙地域の2施設及び仙北地域の1施設が用途廃止となり、現時点では利用計画がない状況にあります。これらの建物につきましては、年間の管理費が193万円となっておりますが、公用または公共用の施設として再利用できないか検討するとともに、施設の売却並びに建物解体後の跡地の利用も含め広く検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、厳しい財政事情により自主財源の確保に苦慮している状況にありますので、利用計画のない市有財産につきましては、原則として売却や賃貸などを積極的に実施してまいりたいと存じます。

次に、平成16年度特別会計及び企業会計における未納額と不能欠損処理の状況についてであります。特別会計の収入未済の合計額は、国民健康保険税及び繰越事業費を除いて6,465万円であり、内訳は公共下水道事業特別会計の下水道費分担金2,052万円、学校給食事業特別会計の給食費納付金が1,433万円、簡易水道事業特別会計の水道使用料839万円などであります。

また、不能欠損額は、国民健康保険税を除いて176万円であり、内訳は学校給食特別会計の給食費納付金であります。

企業会計の過年度分の未収金は、市立大曲病院事業会計が入院未収の本人支払分34万円で、上水道会計が水道料金193万円であります。

また、不能欠損額は7万円で、内訳は水道料金であります。

これらの収入未済額の収納にあたりましては、年間の収納計画を立て、また新たな滞納の発生を防ぐための戸別訪問、分割納入相談などの各種対策を講じ、今後とも収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、指定管理者制度導入と、その施行の基本的な考え方についてであります。

委託に伴う歳出削減の目標とその成果についてのご質問であります。菊池幸悦議員のご質問にもご答弁申し上げましたとおり、今回上程している指定管理者の指定につきましては、現在管理を委託している団体をそのまま2年間指定する内容となっております。これまでの委託形態や委託内容を原則としてそのまま踏襲した形で進めたものでありますので、歳出削減を目的とした数値目標については格別設定しておりませんでした。

しかし、予算総額を圧縮するため平成18年度予算編成において、各施設の維持管理経費につきましては、原則、対前年度比5%の削減を図っており、結果といたしまして18年度当初予算に指定管理料として予算計上した総額は約2億8,700万円で、当該施設の17年度管理委託料の総額と比べ約1,200万円、4.2%の減となっております。

次に、第三セクターに対する助成や資本投入につきましては、17年度に引き続き18年度当初予算においても市からの補てん措置は講じておりませんが、経営改善に向けた対策を18年度中にまとめることとしており、その上で改善できることは実行することとし、そうした状況を十分考慮の上、対応してまいりたいと考えております。

今回の指定管理者制度導入にあたっては、現在管理を受託している団体をそのまま指定管理者として2年間指定することとしており、市と法人が取り交わす指定管理者協定書の中では、指定期間中に賃金水準または物価水準の変動等により、当初合意された指定管理料が不相当となった時は、双方で協議して指定管理料を変更することができることとなっております。

次に、経営状況による受益者の負担増につきましては、その施設の設置条例で定めている使用料の範囲内で法人が定め、市の承認を得ることとなります。

なお、今回の指定管理者制度導入にあたっては、類似する温泉施設等の利用料金の統一化を図ったところであります。

また、サービスの地域格差につきましては、それぞれの施設の機能を最大限に活用し、様々な工夫を凝らして営業していくものと思われま。このことにより、施設によってはサービスや料金の違いが生じることも考えられます。

次に、第三セクター、直営方式の雇用形態等につきましては、旧市町村による公設民営方式と直営方式による経営手法であることから、一概に整合を図ることは難しいとこ

るであります。

公設民営としている第三セクターに関しましては、独立した組織体として自立性、独自性を運営の基本としており、施設職員の雇用や地位待遇については各法人が定めている就業規則等に従っているところであります。一方、直営方式に関しましては、市の臨時職員取り扱い要綱等で対応しているところであります。

次に、指定管理者の選考経緯等につきましては、去る2月2日と8日の2日間にわたり民間有識者3名と施設を所管する部長等7名で組織された選考委員会を開催し、各団体から提出された事業計画、収支計画、過去3事業年度分の収支決算書及び事業報告書等で審議いただき、了承を得たものであります。

また、累積赤字となった場合の市の関与の範囲と経営管理責任につきましては、原則として赤字となった場合の経営責任は、それぞれの法人であり、構成する取締役員にあります。

しかし、市としても住民福祉の向上や地域活性化策として施設を設置し、それを効率的に運営する目的で第三セクターを創設した責任があることから、そうした事態にあつては各法人の財政状況等を十分考慮し、議会の皆様とご相談しながら厳正かつ厳格に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

○議長（橋本五郎君） 田牧代表監査委員。

○代表監査委員（田牧貞夫君） それでは、私から本間議員の大仙市監査委員としての監査基準と、その考え方についてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

はじめに、監査委員の職務執行についての基本的な考え方についてであります。監査委員は市長の指揮監督から職務上独立した機関でありまして、監査委員制度運営の精神、あるいは監査機能行使の方針は、市民に代わって市民の代表として、ただ単に不正または違法の摘発を主眼とする点にあるのではなくて、むしろ地方自治は住民の責任とその負担によって運営される以上、行政運営の適法性、あるいは妥当性の保障にあるというべきであり、いかにすれば公正で合理的、かつ効率的な本市の行財政を確保することができるか、議員ご指摘のように、すなわち最小の経費で最大の効果を挙げることができるかということが最大の関心事でなければならないと思っております。

こうした観点から監査の目的を考えますと、監査は行財政運営等の指導等に重点が置かれるべきものであると認識いたしております。

今後とも、こうした認識のもとに監査委員の職務を執行してまいりたいと思っております。

そこで、ご質問の件でございますが、平成17年度の監査の主眼といたしましたのは、今課題となっております経常収支比率でございます。

議員の皆様には、平成17年度の定期監査報告書をお配りしておりますが、この異常に高い水準がどこにあるのか、どういう原因なのかということでありまして、ご案内のとおり、経常収支比率とは市税収入及び普通交付税の一般財源等が人件費、公債費のほか施設の維持管理費等の経常経費にいくら充当されたかの費用でもございます。

平成16年決算での経常収支比率は98.4%となっております。この比率は、例えば一般財源が1億円、1億円の一般財源でありますと、政策経費に160万円しか充当できないというような指標になります。こうした状況が続きますと、今冬のような豪雪に対する予算措置、あるいは災害発生時には迅速に対応できない恐れが生じるという、極めて厳しい状況になります。

本年度の定期監査を実施した結果の経常比率を押し上げております主なる要因について、この場をお借りいたしましてご報告を申し上げたいと思います。

まず第1点目は、人件費についてであります。17年度、本年度の人件費の総額は94億6,800万円であります。経常収支比率の分母であります市税収入が、これより20億円余り下回る74億2,400万円で、人件費をカバーできない構造となっていることがまず大きな要因となっております。

第2点目は、介護報酬で運営すべき老人福祉施設介護サービス事業、本市には峰山荘、福寿園、愛幸園がございまして、また、老人保健施設介護サービス事業には、八乙女荘、幸寿園がございまして、及び老人デイサービス事業等の収益的収支において、すべての施設で営業損失として予算措置されている異常な状態となっていることとございまして、各施設においては、この営業損失となる原因を早急に改善し、安易に一般財源に頼ることのないような特段の努力を図っていただきたいと思います。

また3点目は、公立保育所の運営についてでございます。本市には11保育所がございまして、この運営には多額の一般財源が充当されていることとあります。この要因は、国が示す徴収基準額より低い保育料で徴収されていることと、保育所運営経費が支弁額より高い経費で運営されていることにあります。特に各保育所とも臨時賃金が、この保育料収入で対応できない状況になっていることとございまして、今後この保育料

の統一の際には検討していただきたいと思っております。

第4点目は、教育関係施設、あるいは農業関係等の施設が非常に多く設置されております。これらの施設には多額の維持管理費等を充当して運営されておりますが、使用料収入がゼロという施設が大半という状況にあります。何らかの改善を図っていく必要がございます。

第5点目は、補助金の交付についてであります。慣例により交付されているケース、奨励的補助金、あるいは補助団体の運営的補助金が散見されることから、今後はこれらの補助金に終期の設定等を図るべきではないかと思っております。

6点目は、簡易水道、特定環境保全公共下水道、特定地域生活排水処理事業、農業集落排水事業等の下水道事業の使用料についてであります。各下水道の維持管理費に対応すべく使用料収入となっておらず、多額の一般会計からの繰入れとなっていることがございます。これらの施設は準公営企業となっていることから、収益的収支において維持管理に対応できる供給原価となるように改善していただきたいと思っております。

第7点目は、市税及び保育料、温泉使用料、市営住宅使用料、給食費納付金の税外収入のほか、下水道使用料等に多額の未収金が生じております。これがため財政運営に大きく影響しております。これらの多額の未収金の解消のため、抜本的な対策を講じる必要がございます。

これまで経常収支比率を押し上げている主なる要因について申し上げましたが、今後も経常収支比率の分母となる市税及び地方交付税が毎年減少する状況において、これらの項目等について何らかの改善等を図っていかなければ、この経常収支比率の好転は難しいものと思われま。

平成17年度の本市の財政運営は、市税等の自主財源比率が27%しかなく、依存財源比率は73%となっております。この依存財源は地方交付税の依存財源に大きく影響される財政運営となっております。さらに加えて一般会計、特別会計及び企業会計の合計の起債残高は、平成18年度予算案の805億円を上回る1千億円を超えております。こうした危機的財政状況を早く脱却するための行財政改革の推進が喫緊の課題だと思っております。

また、このたびの定期監査を通じて感じましたことは、職員が今の財政状況がいかに厳しい状況にあるかという意識感覚が薄いのではないかということです。経常収支比率が今後とも90%以上で推移しますと、地方債の借入れにも大きく影響してくる、こう

した厳しい財政状況を、どうぞ市当局におかれましては本庁、各総合支所及び各施設のすべての職員の意識改革について徹底を図っていただきたいと思います。

以上、定期監査において監査の主眼とした考え方等について申し上げましたが、監査委員の職務権限としては、地方自治法第199条に規定されております、国、地方とも財政事情が厳しさを増している時に行政運営に対する市民の目が益々厳しくなっております。こうした状況、現実を直視しながら、高橋議会選出監査とともにこの重大な職務を遂行してまいりたいと思います。

時間オーバーしましたので…。

○議長（橋本五郎君） はい、22番。

○22番（本間輝男君） 大変な時期でございますので、今後とも市並びに職員の皆様方には精査いたしまして、きちんとした市民のための市政であることを願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） これにて22番本間輝男君の質問を終わります。

○議長（橋本五郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、明日、本会議第4日目を定刻に開議いたします。

ご苦労様でございました。

午後 3時10分 散 会

